

多重債務問題解決の 全県民的ネットワークを

【新規自己破産申立2000件時代】

=平成14年自己破産調査報告=

沖縄県司法書士会



1	発刊にあたり	1
2	14年調査報告	6
3	調査結果表	15
4	参考資料	
1)	大手貸金業者の営業拡大	25
2)	法律、ガイドラインの規定	27
3)	新聞報道から	31

発刊にあたり

平成14年10月

沖縄県司法書士会

沖縄県司法書士会が、毎年のように県下の自己破産申立者の実態調査を行い、その実情を広く各界にお知らせするパンフレットを作成し続けて今年で8年になります。同パンフレットを、司法・行政機関、教育機関、金融機関等に配付するとともに、各種団体等での会員の講演会でも参加者の皆さんに配付して実情をお知らせし警鐘を鳴らしてきました。あわせて、次のような事業を実施し、県下の多重債務者の激増に対応する法律実務家職能団体としての取り組みを進めてきました。

- 1、司法書士県民法律相談センターを拡充し、ひろく県民の皆様の相談に応えるとともに、法律手続きをとおして問題の解決をはかる方策をお知らせしてきました。特に新司法書士会館建設後は、会館を拠点に相談回数を週3回に広げて対応してきました。
- 2、高校や専門学校卒業予定者を対象とした消費者教育を重視し、学校当局のご協力を得て講演会等を実施してきました。毎年、十数校に会員を講師として派遣してきました。また、行政機関や各種団体の講演会等でも会員が講師となって実情を訴えてきました。
- 3、平成6年から、継続的に「多重債務問題の講演と相談会」を実施してきました。数年前からは、県下5会場（離島含む）での相談会を実施しています。
- 4、裁判所や弁護士会の協力も得て、破産手続きや調停手続きについての会員研修会を繰り返し実施し、会員が多重債務問題に關わる法律実務手続きに習熟するための事業も実施してきました。
- 5、司法書士法の改定により、平成15年4月以降、司法書士の簡易裁判所での代理権が認められました。特定調停手続き、消費者金融業者との貸金被告事件、不当利得金返還請求事件等で多重債務者の解決をはかる途が大きく広がります。当会では会員研修会を実施し、県民の付託に応える態勢を整える決意です。

激増傾向く沖縄の多重債務者

ところが、県下の多重債務者の激増傾向はますますひどくなっているのが現状です。長引く不況で県民生活や中小零細企業の経営が苦境に陥っていることに加え、サラ金業者等の宣伝広告や営業が格段に広がっていることが背景にあると思われます。最新の統計資料でも、多重債務者の増加傾向が次のとおり報告されています。

- ① 平成13年の自己破産者（会社関係を除く）は1518件でしたが、本年は2000件を突破する勢いで激増を続けています。
- ② 同年の特定調停事件は、18717件で実数でも全国トップクラスで、人口比では他都道府県を引き離して全国一位です。
- ③ 同年の支払督促事件は未だ発表されていませんが、当会の調査でも1万件を超えていると見られます。
- ④ 当会の県民法律相談センターの相談でも、多重債務問題が相談件数のトップ（56%）です。県民生活センター等の各種相談窓口の相談でも「クレジット・サラ金問題」激増を続けていると報告されています。こうした指標からも、県民のなかに借金苦が広がり続けていることが明らかです。当会も、ますます会員研修等を強化し、司法的救済を求める県民の皆さんの期待に応えるため奮闘する所存です。あわせて、相談会、講演会等の諸取り組みにも一層の力を入れる決意です。

本年の破産申立調査と基調連問選算

本年も、1月1日から6月30日までの新規破産申立者についての調査を行いました。この間の県下の新規破産申立件数は推計で898件で過去最高の件数になっています。当会の調査はうち302件で、全体の約33%の申立者の調査になっています。

沖縄本島中南部の会員からの調査が主ですので、必ずしも全県下の傾向を反映できていない面もあるうかと思います。しかし、債務者と面談し破産宣告申立書を起案した当会会員からの調査結果は、かなりの正確性を持つものと確信します。

調査結果の数値とコメントは、「調査報告」（6ページ～）に譲りますが、いくつかの関連する問題について指摘しておきます。

(1) このままでは、本年の自己破産件数は2000件台に！

本年（特に4月以降）、自己破産申立件数が激増を続けています。1月から6月までの申立件数は過去最高（推計）であり、このままでは年間申立件数は2000件に達する勢いです。

前半期破産件数表（1月から6月・当会推計）

	H14年	H13年	H12年	H11年	H10年
那覇地裁	415件	323件	458件	438件	386件
沖縄支部	330件	277件	274件	250件	196件
名護支部	115件	69件	63件	65件	27件
平良支部	10件	0件	(11)	1件	1件
石垣支部	28件	24件	(32)	13件	4件
合 計	898件	693件	816件	767件	614件

※ 平成12年の平良、石垣両支部の数値は年間件数ですので、合計では半分として集計しました。

(2) 特定調停事件も、さらに激増を続けています。

このままでは経済的破綻に陥るおそれのある債務者の経済的再生をはかる目的で平成12年2月から施行された特定調停の件数も激増を続けています。同手続きの各簡易裁判所ごとの件数も紹介します。

特定調停事件数

平成13年 特定調停	平成12年				平成11年
	特調	貸金	信販	合計	合計
那覇簡裁 12213件	6463件	3845件	314件	10622件	8898件
沖縄簡裁 5417件	3192件	2530件	66件	5788件	4464件
名護簡裁 873件	651件	110件	30件	791件	810件
平良簡裁 180件	118件	1件	0件	119件	26件
石垣簡裁 34件	0件	23件	2件	25件	37件
合計 18717件	10424件	6509件	412件	17345件	14226件

※ H12年、13年は那覇地方裁判所報告。11年は司法統計。

※ 本年9月末で那覇は約13800件、石垣は約200件で去年より大幅に増えています。(当会推計)

(3) ヤミ金融業者の横行は重大な問題となっています。

破産調査には現れてないのですが、平成12年暮頃から、県内でもヤミ金融業者による違法営業が激増し深刻な問題となっています。殆ど東京の業者ですが、本年半ば頃から県内業者も出てきました。出資法違反営業に対する告発も会員有志により行われています。

(4) 不当利得金返還請求訴訟が急増しています。

各マスコミでも大きく報じられましたが、不当利得返還請求訴訟が当会会員により多數提起されるようになっています。取り戻した過払金を未払業者への返済に充て、借金問題を解決できる方々もできました。

県司法書士会の事業として

当会は本年度の重点事業の第1に「市民への法的サービス」をかけ、会員の破産、調停、個人再生、不当利得金返還請求訴訟、貸金被告事件等の実務の拡大と充実に努めます。

同時に、那覇市おもろまちに完成した新会館を拠点として、次のとおり多重債務者問題の解決をめざした諸事業を実施致します。

1、司法書士県民法律相談センターを拡充し、市町村への相談員派遣をひき続き推進します。

新会館を活用して県民法律相談センターの相談事業を週2回から3回に拡充しました。久米島での司法書士法律相談センターも開設しました。引き続き、各市町村等の要請に応え、各種相談窓口への相談員（会員）の派遣事業を推進します。

2、全県下で多重債務解決をめざす「講演と相談会」を実施します。

11月16日（土）午後2時～5時

那覇市＝司法書士会館

沖縄市＝沖縄市農民研修会センター

名護市＝市営体育館

平良市＝平良港ターミナルビル

11月23日（土）午後2時～5時

石垣市＝平得公民館

3、高校卒業予定者を対象とした講演会の実施を県下全ての高校に呼びかけます。特に若年者のなかで債務問題が深刻化し、集団詐欺被害事件も起こっているだけに、全ての高校からの講師派遣要請を期待します。

調査報告

平成14年 沖縄の自己破産

=平成14年前半期における

新規自己破産申立者の調査報告コメント=

平成14年10月

沖縄県司法書士会

調査方法等

- ① 本年1月1日から6月30日までに県会会員が取り扱った自己破産申立件数（合計302件）を対象にした調査結果です。
- ② 同件数は、6月末現在の県下の地方裁判所（支部含）新規受付破産申立者約898件の約33%にあたります。
- ③ 本島中南部及び八重山の調査が主で、本島北部の調査は不充分になっています。
- ④ 会員に、本年の破産申立者について、事情聴取や申立書記載事項から債務者一人一人についてのアンケート方式で回答を求めました。

報告方法

- ① 調査結果のコメントをおこない、その裏付けとなる調査数値等は、末尾にまとめて数値または図表として掲載しました。
- ② コメントでは、平成6年からの調査結果も紹介し、各調査項目の推移を比較検討できるようにしました。

調査結果の特徴

1、年齢別（第1表、第3表）

① 当会が調査を開始してから引き続き、破産申立者は全ての世代に渡っています。30～50代の社会の中堅層が全体の67%になっています。

※ 30代と40代で全体の50%を超えていました。

② 20代の破産者が再び増加しています。

※ 20代女性が去年との比較で5%増加しています。若年女性のなかでの増加が注目されます。

③ なお、平成6年調査からの年代別推移は下記のとおりです。

	20代	30代	40代	50代
平成6年	15%	16%	28%	22%
平成7年	14%	28%	25%	15%
平成8年	17%	25%	27%	21%
平成9年	19%	31%	21%	17%
平成10年	20%	28%	26%	14%
平成11年	20%	27%	25%	16%
平成12年	12%	30%	24%	20%
平成13年	15%	31%	24%	16%
平成14年	20%	24%	28%	15%

2、男女別（第2表、第3表、第3表の2）

① 女性が圧倒的です。ここ数年間、男性の増加傾向が指摘できましたが、再び女性の増加が顕著になっています。

※ 業者の営業が女性をターゲットにしている事が指摘でき、主な借金目的が生活費を補うことの反映ともいえます。

※ 20代の男女では、女性のほうが5ポイントも多くなっています。

② なお、平成6年調査からの男女別推移は下記のとおりです。

	男性	女性		男性	女性
平成6年	30%	70%	平成10年	37%	63%
平成7年	34%	66%	平成11年	36%	64%
平成8年	24%	76%	平成12年	36%	64%
平成9年	30%	70%	平成13年	36%	64%
			平成14年	31%	69%

3、地域別（第4表）

① 破産者が全県各地に広がっていることが分かります。

※ 業者の営業店舗の展開、テレホンキャッシング等の影響が大きい

② 地域における司法書士会会員の業務受託との関係では偏りも指摘できますので、平成13年までの那覇地方裁判所（支部）の新規破産受付件数を下記に示しておきます。

参考 各年の自己破産件数の推移=那覇地裁発表・司法統計から					
	13年	前年比	12年	11年	10年
那覇地裁本庁	732件	81%	904件	936件	927件
沖縄支部	554件	96%	578件	565件	435件
名護支部	165件	109%	151件	114件	75件
平良支部	19件	173%	11件	10件	9件
石垣支部	48件	107%	45件	31件	12件
合 计	1518件	89%	1689件	1653件	1458件

※ むしろ、地方で破産件数が増加していることが分かります。

4、破産申立前後の職業（第6表）

① 破産前（申立前6か月）の職業では、ほとんど全ての職種に及んでい

ることが分かります。勤労者が引続き多数ですが減少しています。公務員も3名います。

② 自営業者は、破産手続きよりも、特定調停が積極的に活用されているせいか減少しています。下記の表を参照ください。

同10年	同11年	同12年	同13年	同14年
49名(17%)	40名(11%)	51名(15%)	34名(12%)	25名(8%)

③ 無職・主婦層、パート・アルバイトなどの収入の不安定な層での破産が顕著です。「無職・主婦」は減少していますが、「パート・アルバイト」と合わせると全体の44%にもなります。長びく不況の中で生活苦が拡大していること、業者の営業が利用者の返済能力を軽視した過剰融資傾向が強いことを示しています。

	10年	11年	12年	13年	14年
無職・主婦	42(14%)	73(20%)	94(27%)	89(32%)	54(18%)
パートなど	16(9%)	23(6%)	65(19%)	42(15%)	79(26%)

④ 破産申立時点での職業では、会社員等や自営業者が激減し、無職者が圧倒的に増えています。高利の返済と厳しい取立てに追われ、職場を失ったり、営業を閉めざるを得ない状態に陥って破産手続きを求めていることが分かります。

5、破産時の職業・収入・公的扶助・家族状況等（第5～8表）

① 破産前の職業でパート・アルバイト層が激増していることが明らかで、

社会的経済的な弱者に借金苦が広がっていることが分かります。

業者の宣伝広告（パート・アルバイト歓迎）とも符合します。

② また、破産時点では無職者が約48%を占め、経済的に成り立たない状態に陥っていることが分かります。

③ 主な特徴は次のとおりです。

イ 破産時の平均収入は、月15万円以下が89%を占め、低所得層での破産が多いことを示しています。 (第5表)

※H9年=83%、10年=85%、11年=87%、12年=89%、13年=87%

ロ 生活保護世帯が注目されます。17名(6%) (第6表附属)

※H9年=9%、10年=6%、11年=9%、12年=4%、13年=8%

ハ 単身家庭と母子家庭が多いことが分かります(37%)。 (第7表)

※H9年=30%、10年=33%、11年=28%、12年=36%、13年=37%

※母子(父子)家庭は、H13年=16%、H14年=22%

ニ 住居は、賃貸住宅居住者が全体の75%です。 (第8表)

※H9年=82%、10年=82%、11年=78%、12年=80%、13年=79%

ホ 本人や家族が病気をかかえている債務者が38%もあり、本人や家族の病気が借金のきっかけや増加につながっています。 (第6表附属)

	平成9年	H 10年	H 11年	H 12年	H 13年	H 14年
本人	53 (24%)	87 (30%)	85 (23%)	86 (25%)	77名 (28%)	62名 (21%)
家族	47 (21%)	49 (17%)	71 (20%)	65 (19%)	38名 (14%)	53名 (18%)
	100 45%	136 47%	156 43%	151 44%	115 41 %	115 38 %

ヘ 債務者個人だけでなく、家庭生活が破綻していることを示す指標としての「家族の破産・調停」も27%に及んでいます。 (第9表)

※H9年=25%、10年=27%、11年=33%、12年=33%、13年=23%

6、どこから、いくらを借りているか。（第10表～13表）

① 平均借入件数は約10社で増加しています。 （第10表）

「10社まで」の借入で破産するケースが約65%です。多額の借入件数の方が増えていますが、日掛業者からの借入者の増加の反映です。

※H9年=53%、10年=53%、11年=66%、12年=68%、13年=70%

② 借入先のトップはサラ金（消費者金融業者）です。 （第11表）

破産者の95%が利用しています。サラ金の平均利用件数は7社で、平均借入額は250万円です。平均金利が29%と仮定しても、利息だけ月6万円の支払いになります。20代だけの調査では、サラ金利用者は95%にもなっています。（第22表）

③ クレジット利用者が55%と大幅に増えました。平成13年調査の40%から15%も増えています。クレジットカードのショッピング枠利用というより、キャッシング枠利用（借钱）がほとんどです。

⑤ 日掛業者利用者が約20%と大幅に増えました。自営業者が少ないので増えているのは保証人等の問題の深刻さを示します。H12年16%、13年9%

⑥ 破産者の平均負債額は706万円です。しかし、400万円以下の負債で破産に至る方が過半数（52%）です。 （第13表）

⑦ 破産時の平均債権者数と平均債務総額の推移は下記のとおりです。

破産時の平均債権者数と平均債務総額

平成7年調査	平均12社から	718万円の債務
平成8年調査	平均14社から	730万円の債務
平成9年調査	平均12社から	787万円の債務
平成10年調査	平均12社から	702万円の債務
平成11年調査	平均10社から	741万円の債務
平成12年調査	平均10社から	1020万円の債務
平成13年調査	平均9社から	929万円の債務
平成14年調査	平均10社から	764万円の債務

7、借金の目的（第14表）

- ① 借金の目的は、生活費を補うためが主であり、複数回答で引き続き90%で大きな割合を占めています。
- ② 借入目的を借金返済のためとした回答がトップ（92%）になりました。
- ③ 事業資金も19%に及んでいます。破産前の自営業者は8%ですから、家族や親戚縁者が事業資金等の借入れを手伝っていることを示します。
- ④ 保証人や名義貸しも、引き続き25%で重要な問題です。
- ⑤ 消費財の購入は増加。クレジットカードの利用が55%もあるが、キャッシング利用が増えている反映です。悪徳商法や買取屋に関連したクレジットの利用も少なくありません。
- ⑥ 遊興費は1%で減少しています。その場合は特定調停を活用しているケースが多いと思われます。
- ⑦ 住宅ローン関連の破産は5%と激減しました。各年度の実数は下記のとおりです。また、サラ金業者の不動産担保貸付けが増えている、競売や任意売却を余儀なくされるケースも目につきます。

※H10年=15名、11年=26名、12年=34名、13年=38名、14年=15名

- ⑦ 借金の目的調査についての推移は下記のとおり（複数回答）

	生活費	保証人等	事業費	遊興費	住宅ローン
平成6年	47%	18%	32%	10%	—
平成7年	71%	25%	28%	9%	—
平成8年	81%	49%	22%	15%	—
平成9年	86%	38%	28%	3%	7%
平成10年	82%	22%	26%	3%	6%
平成11年	93%	26%	15%	4%	7%
平成12年	92%	21%	24%	2%	10%
平成13年	91%	24%	19%	3%	14%
平成14年	91%	25%	19%	1%	5%

8、借金の期間（第16表）

① 借金の期間は、「5年以上」が74%と増えています。最初の借入れから破産申立までの期間が長くなっていることを示しています。約40%が10年以上もの期間、借金に追われ続けてきたことが分かります。

H 9年=71% 10年=67% 11年=70% 12年=70% 13年=70%

② 借りてから3年以内の破産者も10%と減少しました。

H 9年=13%、10年=19%、11年=10%、12年=3% 13年=15%

③ 平均借入件数、平均借入額、無職・主婦・パート層の増加などを考えあわせて考えると、生活困窮者（返済資力不足者）に安易に貸し付ける傾向が強まっていてると考えられます。資金需要者の返済能力を超える業者の過剰融資が大きな問題として指摘されます。

9、取立状況と生活の変化（第17、18表）

金融業者の厳しい取立てにより、職場を追われて失業したり、離婚等で家庭生活が崩壊しています。

① 自宅への取立てが95%もあり家庭生活を脅かしています。職場への取立ても25%で離職の原因ともなっています。家族への取立てが35%であり、違法取立てが後を絶ちません。家族への取立ては禁止されています。

② 取立てが原因となり、離婚したり別居した家族が30件（約10%）にもなっており、家庭生活が根底から破壊されている事がわかります。

③ ガイドラインを無視した取立てにより、追い詰められて精神を害する者も少なくないことを指摘しておきます。精神に疾患有もつ者への貸付けが目立つとともに、自宅や職場への執拗な電話督促で、さらに精神的に追い詰められている債務者が少なくありません。

④ 破産手続き中の裁判は、破産手続きの迅速化もあって減少のまま推移している（7%）が、公正証書などによる強制執行を受けている者もいます。

※ 裁判を提起された者（支払督促を含む）

H 9年=21%、10年=39%、11年=21%、12年=7%、13年=7%

10、20歳代の破産申立者の特徴

多重債務相談で、サラ金業者からの最初の借入年代を10代、20代とする者が50%を超えていると報告されています。今回の調査でも、新規破産申立者の約20%が20代の若年者になっています。

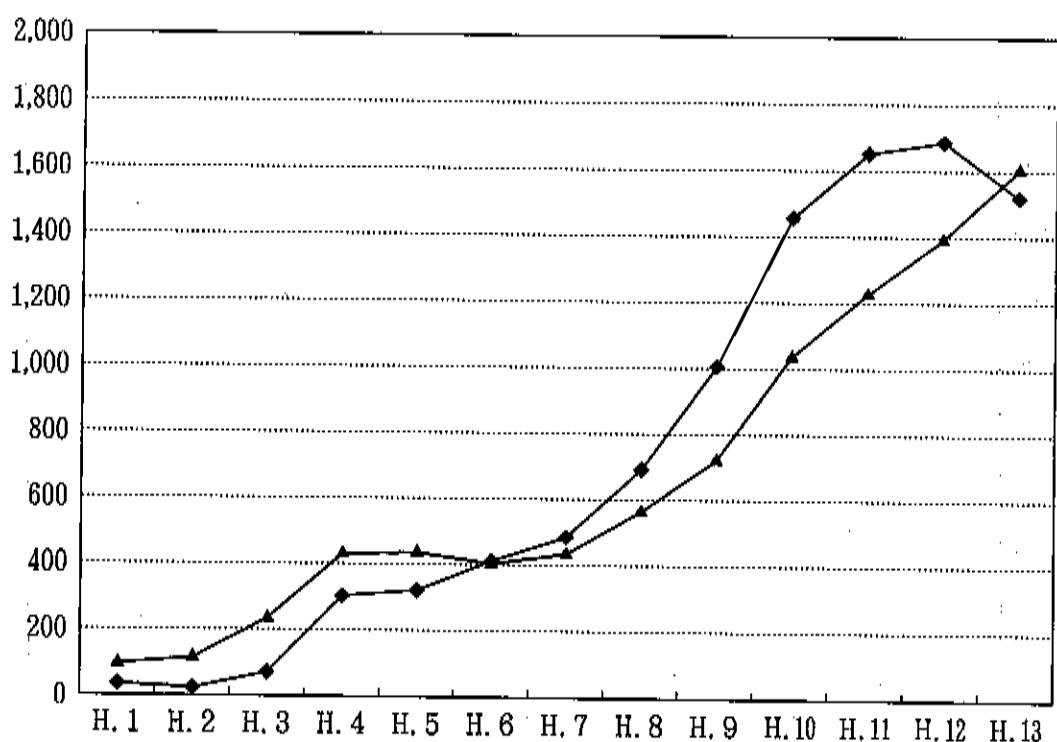
最近、若年者をねらってサラ金業者の無人契約機械でカードを作らせ、カードと借入金を騙し取る集団詐欺被害事件も県下で報告されています。業者のテレビ等の広告が若年者を対象にしていることも問題です。若年者への消費者教育を徹底することが緊急の課題であることを示しています。

今般の調査での、20代の申立者の特徴は下記のとおりです。 (20~25表)

- ① 女性の割合がより高くなっています。 (全体69%、20代74%)
※ 若い女性のなかでの消費者教育が重視されます。
- ② 借入件数は殆ど5件から10件です。年代にしては多くなっています。
- ③ サラ金利用が95%、クレジット利用が64%と高くなっています。
※ 特にクレジットのショッピング利用からの借金の増加がみられます。
- ④ 収入とも関連し、過半数が300万円までの借入れです。
※ それでも、金利年28%なら利息だけで月7万円にもなります。
- ⑤ 借入期間5年以上が53%もいます。
※ 10代からサラ金業者等を利用している者が少なくないことを窺わせています。
- ⑥ 借金の目的も、生活費や借金返済、保証人・名義貸しが主です。
※ 特に、若年者のなかでの保証人、名義貸しに関する教育の重要性が指摘できます。

自己破産申立件数

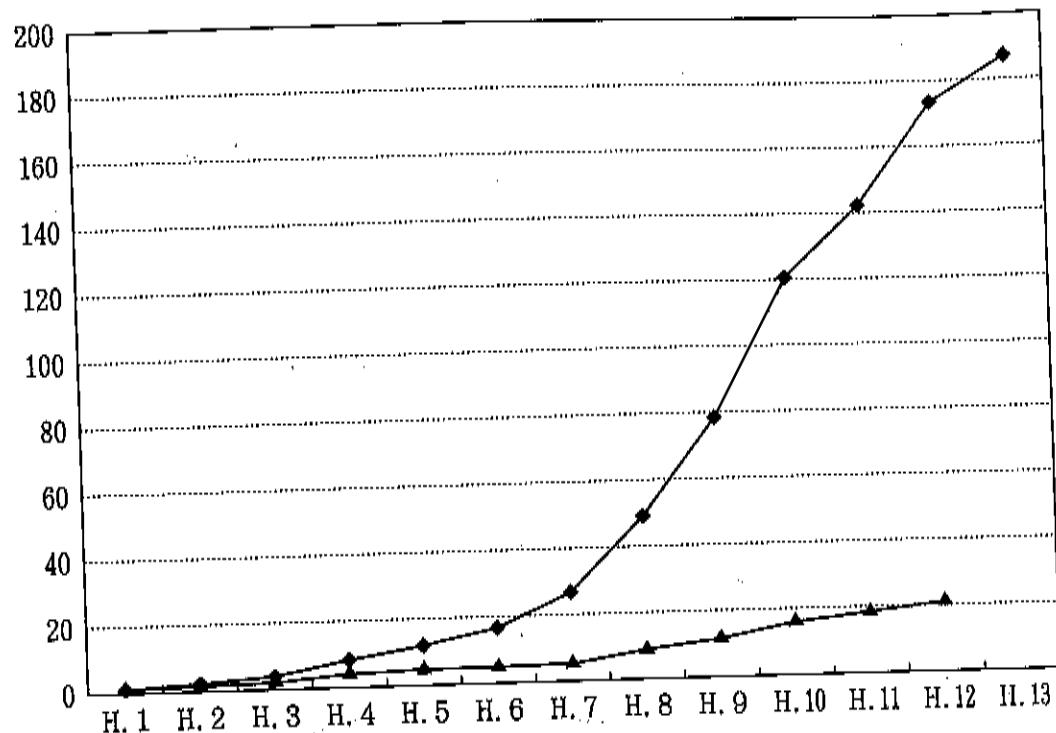
—◆— 沖縄 件
—▲— 全国 百件



期間	沖 縄	前年比	全 国	前年比
H. 1	35	112%	9,433	98%
H. 2	23	65%	11,480	122%
H. 3	72	313%	23,491	204%
H. 4	303	420%	43,144	183%
H. 5	322	106%	43,545	101%
H. 6	411	127%	40,385	92%
H. 7	486	118%	43,414	107%
H. 8	693	143%	56,494	130%
H. 9	1,007	145%	72,199	128%
H. 10	1,458	145%	103,803	144%
H. 11	1,653	113%	122,741	118%
H. 12	1,689	102%	139,281	113%
H. 13	1,518	90%	160,457	115%

貸金業関係等調停申立件数

—♦— 沖縄 百件
—▲— 全国 1万件



	沖 縄	前年比	全 国	前年比
H. 1	112		11,828	
H. 2	208	186%	16,649	141%
H. 3	389	187%	26,270	158%
H. 4	829	213%	41,027	156%
H. 5	1,200	145%	47,296	115%
H. 6	1,669	139%	49,524	105%
H. 7	2,672	160%	52,399	106%
H. 8	4,922	184%	89,464	171%
H. 9	7,847	159%	115,102	129%
H. 10	12,070	154%	160,332	139%
H. 11	14,226	118%	185,592	116%
H. 12	17,345	122%	210,866	114%
H. 13	18,717	108%		

☆調査結果表

表1 年代別割合

20代	61
30代	71
40代	86
50代	44
60代	33
70代	7
総数	302

表1 年代別割合

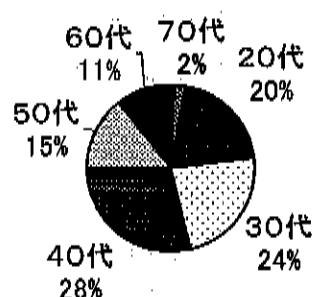


表2 性別割合

男性	95
女性	207
総数	302

表2 性別割合

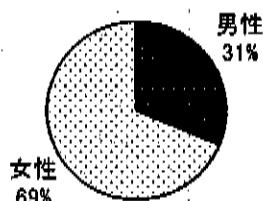


表3 年代別(男性)

20代	16
30代	21
40代	30
50代	16
60代	12
70代	0
総数	95

表3 年代別(男性)

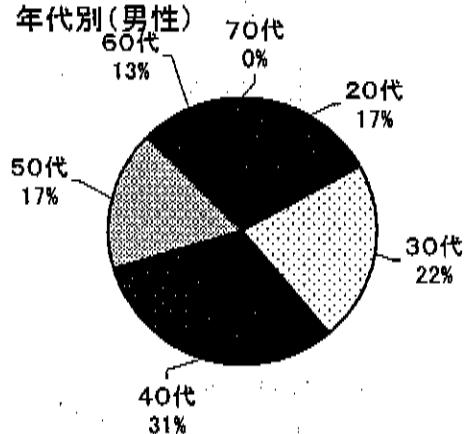


表3-2 年代別(女性)

20代	45
30代	50
40代	56
50代	28
60代	21
70代	7
総数	207

表3-2 年代別(女性)

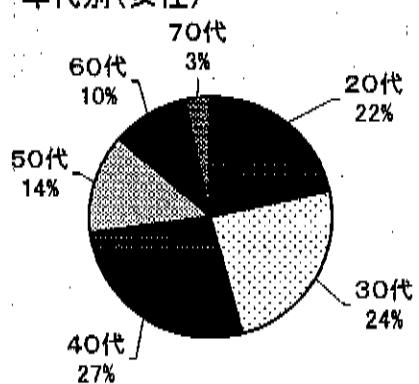


表4 地域別

那覇市	109	36.1%
浦添市	20	6.6%
宜野湾市	33	10.9%
沖縄市	31	10.3%
糸満市	4	1.3%
石垣市	11	3.6%
南風原町	3	1.0%
豊見城市	13	4.3%
西原町	9	3.0%
具志川市	11	3.6%
読谷村	4	1.3%
石川市	5	1.7%
与那原町	9	3.0%
中城村	0	0.0%
金武町	0	0.0%
北谷町	8	2.6%
与那城町	0	0.0%
大里村	1	0.3%
嘉手納町	2	0.7%
玉城村	1	0.3%
名護市	1	0.3%
佐敷町	7	2.3%
東風平町	1	0.3%
勝連町	2	0.7%
恩納村	2	0.7%
北大東村	0	0.0%
北中城村	3	1.0%
今帰仁村	3	1.0%
本部町	0	0.0%
伊江村	2	0.7%
具志頭村	2	0.7%
久米島町	2	0.7%
平良市	1	0.3%
不明	2	0.7%
総数	302	

表5 破産時の収入

0円	113
1~5万円	26
~10万円	77
~15万円	54
~20万円	22
21万円~	8
不明	2
総数	302

月平均収入

本人	6.8
本人・家族含む	12.1

表5 破産時の収入

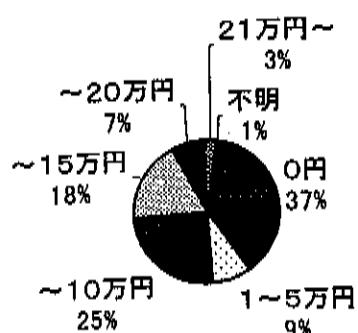


表6 破産前後の職業

	破産前	破産時
会社員(事務・営業・他)	84	27.8%
公務員	3	1.0%
自営業	25	8.3%
パート・バイト	79	26.2%
スナック勤務等	28	9.3%
無職・主婦	54	17.9%
契約社員・その他	23	7.6%
不明	6	2.0%
総数	302	
		302

公的扶助

生活保護	17
児童扶養手当	63

病人世帯

本人病気	62
家族病気	53

表7 家族状況

単身者	46
一般	189
母子(父子)家庭	66
不明	6
総数	307

表7 家族状況

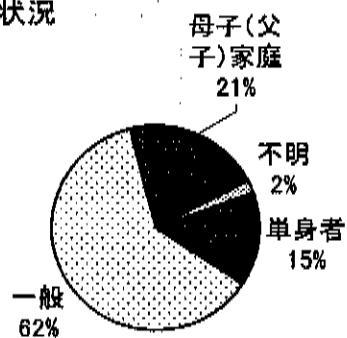


表8 住居

持家	61
賃貸	227
不明	14
総数	302

表9 家族の破産・調停

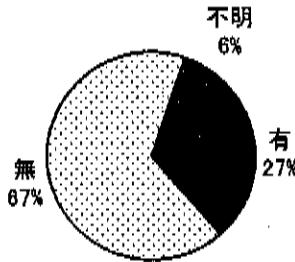


表9 家族の破産・調停

有	83
無	201
不明	18
総数	302

表10 借入件数

1~5件	34	11.3%
6~10件	162	53.6%
11~15件	65	21.5%
16~20件	18	6.0%
21~25件	7	2.3%
26件~	12	4.0%
不明	4	1.3%
総数	302	100.0%

平均借入件数

$$3015(\text{総借入件数}) / 302(\text{総人数}) = 9.98\text{件}$$

表10 借入件数

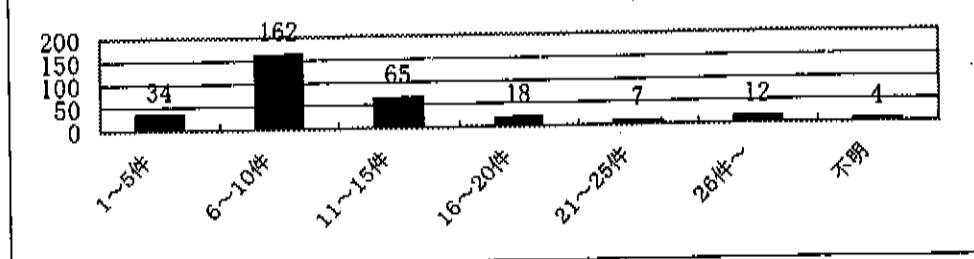
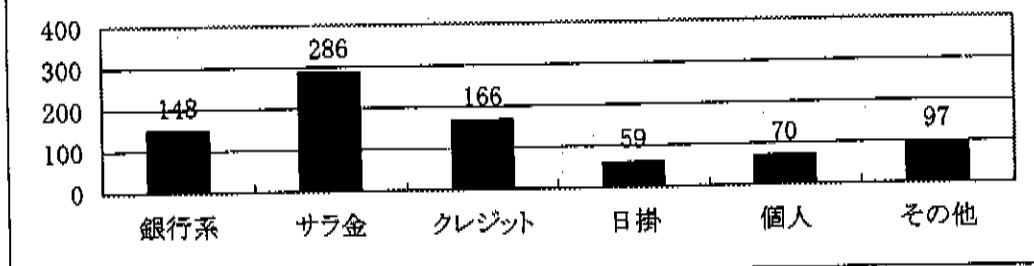


表11 借入先1(複数回答)

銀行系	148	49.0%
サラ金	286	94.7%
クレジット	166	55.0%
日掛	59	19.5%
個人	70	23.2%
その他	97	32.1%
人數	302	

表11 借入先1(複数回答)



借入先2 [平均件数]

銀行系	291	1.97 件
サラ金	1,591	5.56 件
クレジット	294	1.77 件
日掛	387	6.56 件
個人	183	2.61 件
その他	326	3.36 件

当該業者総数
業者別利用者人数

[平均借入額]

銀行系	463万
サラ金	250万
クレジット	80万
日掛	169万
個人	408万
その他	305万

業者別借入総額
借入人数(借入先1)

表12 各借入総金額 [万円]

銀行系	68,593
サラ金	71,471
クレジット	13,289
日掛	9,980
個人	28,532
その他	29,538
不明	9,459
総計	230,862

平均負債額(万円)

764.4

表13 負債総額

100万以下	2
~200万	19
~300万	74
~400万	65
~500万	37
~800万	46
~1000万	13
~2000万	22
2000万超過	20
不明	4
総計	302

表13 負債総額

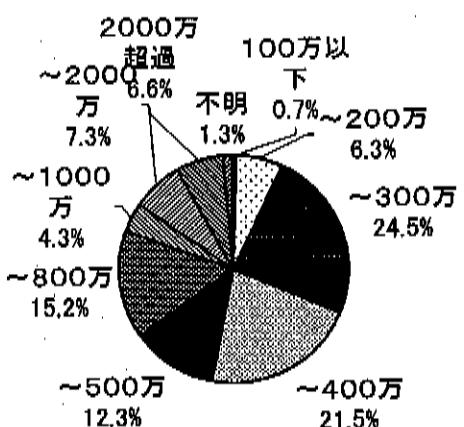


表14 借金の理由(複数回答)

生活	274	90.7%
事業資金	56	18.5%
遊興費	3	1.0%
消費財の購入	64	21.2%
保証人・名義貸	74	24.5%
借金返済	279	92.4%
住宅ローン	15	5.0%
その他	3	1.0%

表14 借金の理由

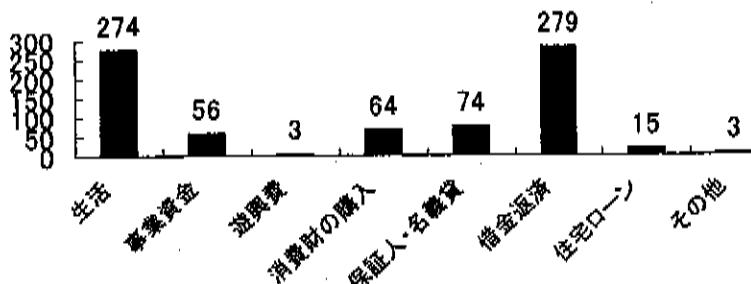


表15 離職の理由

退職	29
倒産	22
解雇	10

解雇

16%

倒産

36%

退職

48%

表16 借入期間

3年以下	31
~5年	47
~7年	46
~10年	51
~15年	70
15年超過	49
不明	8
総数	302

表16 借入期間

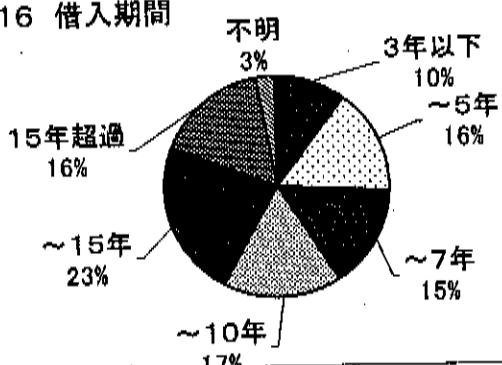


表17 取立状況(複数回答)

自宅	266	95.3%
職場	70	25.1%
家族	98	35.1%
違法取立	4	1.4%
裁判	18	6.5%
強制執行	3	1.1%

表17 取立状況(複数回答)

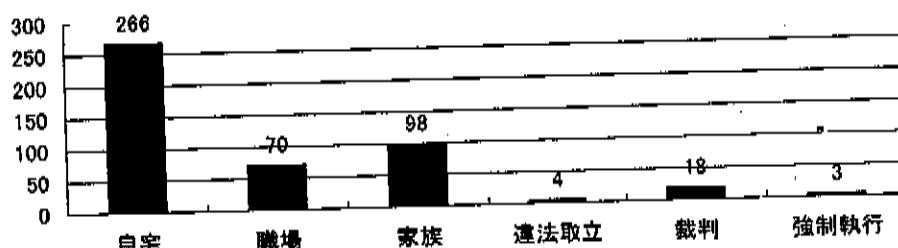


表18 生活への変化(複数回答)

離婚	22
別居	8
退職	15
出稼ぎ	4

表18 生活への変化

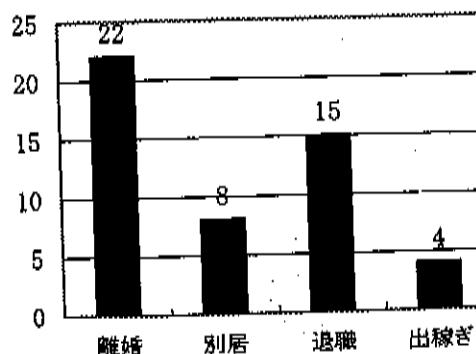
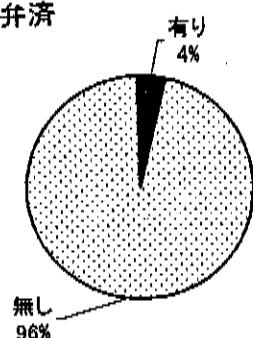


表19 一部弁済

有り	12
無し	290

表19 一部弁済



☆20歳代の破産者の特徴

表20 男女比

男性	16	26.23%
女性	45	73.77%
総数	61	

表20 男女比

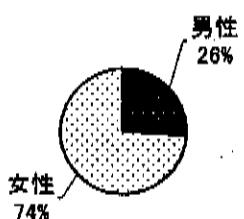


表21 借入件数

1~5件	7	11.5%
6~10件	45	73.8%
11~15件	5	8.2%
16件~	4	6.6%
総数	61	

表21 借入件数

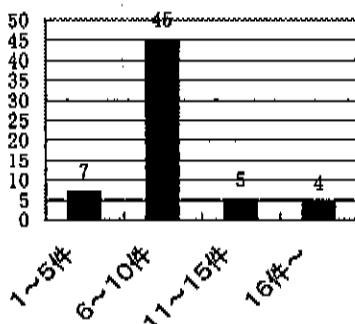


表22 借入先(複数回答)

銀行系	17	27.9%
日掛	9	14.8%
サラ金	58	95.1%
個人	5	8.2%
クレジット	39	63.9%
その他	21	34.4%
人数	61	

表22 借入先(複数回答)

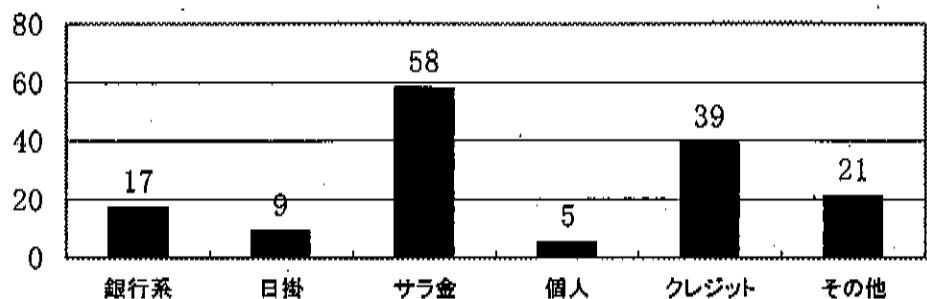


表23 負債総額

100万以下	0	0.0%
~200万	7	11.5%
~300万	26	42.6%
~400万	20	32.8%
~500万	3	4.9%
~800万	3	4.9%
~1000万	1	1.6%
~2000万	1	1.6%
2000万超過	0	0.0%
総数	61	

表23 負債総額

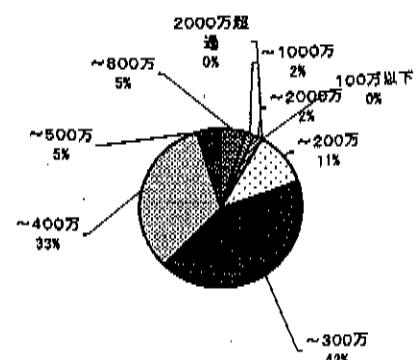


表24 借金の期間

3年以下	10	16.4%
~5年	18	29.5%
~7年	14	23.0%
~10年	14	23.0%
10年超過	3	4.9%
不明	2	3.3%
総数	61	

表24 借金の期間

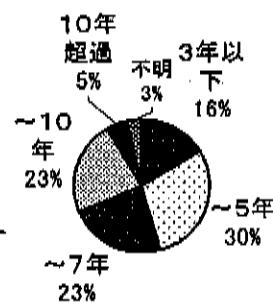
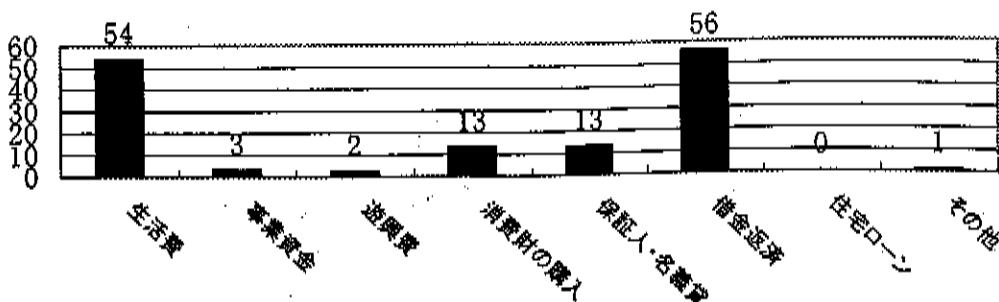


表25 借金の理由(複数回答)

生活費	54	88.5%
事業資金	3	4.9%
遊興費	2	3.3%
消費財の購入	13	21.3%
保証人・名義貸	13	21.3%
借金返済	56	91.8%
住宅ローン	0	0.0%
その他	1	1.6%
人数	61	

表25 借金の理由(複数回答)



参考資料

大手貸金業者の営業拡大

平成14年6月作成

県内の本土サラ金大手7社の営業店舗数推移です。平成9年から毎年のように電話帳、新聞広告等を参考に調査を続けてきました。5年間で約1.9倍に増えています。

会社名	9年1月	10年1月	11年5月	12年5月	13年5月	14年5月
三洋信販	10店舗	14	14	22	23	24
武富士	10店舗	11	19	21	22	23
アコム	14店舗	18	22	23	23	23
レイク	8店舗	10	14	16	17	17
プロミス	14店舗	20	22	23	24	23
アイフル	9店舗	10	13	14	17	17
アイク	8店舗	9	9	9	9	9
合計	73店舗	92	113	128	135	136

その他 ディック8店舗・三和ファイナンス6店舗・日本プラム3店舗
ナイス3店舗・AG2店舗・ユニマット2店舗・(株)アエル(日立)8店舗

※ 調査方法 新聞・電話帳簿・インターネット(無人店舗含む)

県内の無人契約機の推移

平成14年6月作成

6年間で約6、7倍にまで増えています。

会社名	8年 3月	9年 9月	10年 9月	11年 5月	12年 5月	13年 5月	14年 5月	「愛称」
三洋信販	3台	10	14	13	22	23	24	ネットバンク
武富士	3台	11	17	19	21	22	23	エンスビ
アコム	8台	17	21	22	23	23	23	ムジンくん
レイク		8	10	14	16	17	17	ひとりごとキタ
プロミス	3台	18	21	22	23	24	21	イラッシャイマシ
アイフル	5台	10	12	13	14	14	17	おじどうさん
リッチ		3	3	3	(3)	3	(3)	マカシトキ
日立信販エル	2	6	6	10	8	8	(8)	ヒタツチケン
アイク				1	2	2	3	エーシーエム
ライフ		1	3	3	3	3	3	ラクタロウ
DML		2	(2)	1	(1)		(1)	オテガール
シンキ		3	(3)	(3)	(3)	2	2	マネーキング
三和ファイ		2	(2)	(2)	4	4	4	
合計	24台	91	114	123	144	148	161	〇は?

※14年の合計には、ナイス3台 ディック3台 ルーライフ1台が含まれています。

資料一　法律等の規定（要旨）

貸金業者の金利や営業に関する法律の規定の要旨を紹介します。

1、金利に関する規制

利息制限法

金銭消費貸借契約は、その利息が次の金額を超えるときは超過部分につき無効とする。損害金も超過部分は無効。

元金の額	利息	損害金
10万円未満	年20%	年29、2%
10万円以上100万円未満	年18%	年26、28%
100万円以上	年15%	年21、9%

※平成12年6月以前は法定損害金は利息の2倍でした。

出資法

5条2項 金銭の貸付を業として行う者が、年29、2%を超える利息の契約をした時は受領したときは3年以下の懲役又は罰金

※平成12年6月1日改正。改正前は年40.004%でした。

(3) 出資法特例（日賦貸金業者）

イ、年利54.75%以上が懲役等の対象。（本年1月1日前は年109.5%）

ロ、日賦貸金業者の要件（違反は刑事罰）

- ① 従業員5人以下の小規模自営業者のみに貸付けのこと
- ② 返済日数は100日以上わたること
- ③ 返済日数の5割以上を訪問して集金すること（以前は7割）

2、営業に関する規制

貸金業規制法

13条（過剰貸付禁止）顧客又は保証人になろうとする者の資力又は信用、借入れの状況、返済計画等について調査し、その者の返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結してはならない。

16条（誇大広告禁止）広告をするときは、貸付の利率その他貸付の条件について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものより著しく有利であると人を誤認させるような表示を禁止。

17条（書面の交付義務）契約にあたり遅滞なく内閣府令による条項を記載した書面を交付する義務。保証人にも交付する義務がある。

18条（受取証書の交付義務）弁済を受けたときは、その都度、直ちに、内閣府令による条項を記載した書面を交付する義務がある。

21条（取立行為の規制）債権の取立をするに当たって、人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穏を害するような言動により、その者を困惑させなければならない。（罰則 1年以下の懲役等）

2項 取立にあたり相手方から請求があったら氏名等を名乗る義務。

43条 債務者が利息として任意に支払った額が、利息制限法の利率を超える場合でも、次の場合は「有効な債務の弁済」とみなす。

- ① 貸付契約の都度、遅滞なく、内閣府令で定める契約内容を明らかにした書面を交付する。
- ② 弁済を受けたときは、直ちに内閣府令で定める内容を記載した書面を交付する。

金融庁監視ガイドライン（平成14年4月改正）

三 貸金関係

貸金業者に対する法第3章の規定に係る監督に当たっては、次のように取り扱うものとする。

三-二-一 過剰貸付けの防止

法第13条（過剰貸付け等の禁止）の規定に係る監督に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 過剰貸付けの判断基準

貸金業者が貸付けを行うに当たって、当該貸付けが資金需要者の返済能力を超えると認められるか否かは、当該資金需要者の収入、保有資産、家族構成、生活実態等及び金利など当該貸付けの条件により一該に判断することは困難であるが、窓口における簡易な審査のみによって、無担保、無保証で貸し付ける場合の目処は、一業者当たり50万円、又は当該資金需要者の年収の10%に相当する金額。

(2) 顧客に対し、必要とする以上の金額の借入を勧誘したり、借入意欲をそそるような勧誘をしてはならないこと。

(3) 無担保、無保証の貸付けを行うときは、借入申込書に借入希望額、既往借入額、年収額等の項目を顧客自らに記入させることにより、その借入意思の確認を行うこと。

(4) 無担保、無保証の貸付けを行うときは、信用情報機関を利用して、顧客の借入状況、既往借入額の返済状況等を調査し、その調査結果を書面にすること。

三-二-二 取立て行為の規制事例

(1) 暴力的な態度をとること

(2) 大声をあげたり、乱暴な言葉を使ったりすること

(3) 多人数で押し掛けすること

(4) 午後9時から午前8時まで、その他不適当な時間帯に、電話で連絡し若しくは電報を送達し又は訪問すること

(5) 反復継続して電話で連絡し、電報を送達し、訪問すること

(6) はり紙や落書き等、債務者の借入の事実、その他プライバシーを明らかにすること

(7) 勤務先を訪問し、債務者、保証人を困惑させたり、不利益を被らせること

- (8) 弁護士に委任した旨の通知、又は調停その他の裁判手続きを取ったことの通知を受けた後に正当な事由なく請求すること
- (9) 法律上支払い義務のない者に対し、支払請求したり、必要以上に取立への協力を要求すること

三一二一三 取引関係の正常化

上記のほかに、貸金業者の監督に当たっては、資金需要者の利益の保護を図る観点から、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 債務者、保証人その他の債務の弁済を行おうとする者から、帳簿の記載事項のうち、当該弁済に係る債務の内容について開示を求められたときに協力すること。
- (2) 契約を締結するに際して、契約内容を文書又は口頭で十分説明すること。
- (3) 契約を締結するに際しては、次に掲げる行為を行ってはならないこと。
 - ①白紙委任状及びこれに類する書面を徴求すること。
 - ②白地手形及び白紙小切手を徴求すること。
 - ③クレジットカードを担保等として徴求すること。
 - ④貸付け金額に比し、過大な担保を徴求すること。
 - ⑤印鑑、貯金通帳・証書、キャッシュカード、運転免許証、健康保険証、年金受給証等の債務者の社会生活上必要な証明書等を徴求すること。
- (4) 社会的に過剰宣伝であると批判を浴びるような過度の広告をしてはならないこと。

収入不安定も多額の借金

数だけが落ち込んでいる
のは①特定調停申し立て
の増加②同本庁で自己破

無職のほか主婦、パート、アルバイトなど既職
がなく、収入は不安定な
のに多額の借金を抱え、
裁判所に自己破産を申し立てる人が急増してい

る。県司法書士会(屋宣富勇会長)が九日発表し
た、今年前半期(二十六ヶ月)の自己破産調査報告

によると、破産申し立ての平均債務額は九百一十九万円で、利用した金

融機関は元社員(消費者金融)が最も多く、融
かみの借り入れが96%を占め、二十代は随りで

は100%だった。
債権の入れ目的は生活補入は十五万円以下が87%
を占め、保護世帯も8%
と前年比1倍となりた。

一方、主婦は「九九四四件か
ら八行でおり、今年で八回目。」と述べた。

同会は、「破産手続き業

による、自己破産申立ての件数は千六百九十九件で、調
査開始以降初めて前年を上回った(四十九件減)。
うち保証人・被保証人が六ヶ月前の職業は無職、前年の21%から24%と増
加開始以降初めて前年を上回った(四十九件減)。
主婦が夫の32%で対前年比5%増加、会社員(事務・営業)とほぼ同じ割合だった。国会は「不況で生活苦が拡大していることに加え、業者側も利用者の返済能力を軽視した過剰融資の傾向が強くなっている」と分析している。

パート、主婦、下回った(四十九件減)。
うち保証人・被保証人が六ヶ月前の職業は無職、沖縄、名護、平良、石垣の地裁各支部で増加しているが、本府の新規申立て数は前年から八十件(司法書士会推計)減った。昨年から倍増した。
昨年会長は、「自己破産申立ての件数で、十三日から毎週土曜日、各地で多重債務者問題講演会・相談会を開催を予定している。問い合わせは電話098(886)23520。

生活補てん、借金返済など理由

特定調停法経済的な再生に意欲のある方の金融を指向す。裁判所は特
定の債務者を救済する法律。の債務額の必要と認められ、当事者双方に關係文

書等の提出を求めることができる。

自己破産申し立て急増

平成13年10月12日（金）沖縄タイムス（朝刊）

司法書士 講演・法律相談会 多重債務からの生活再建

講演・法律相談会
司法書士会館

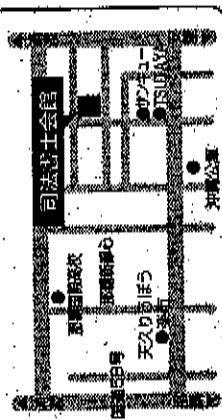
内 容
司法書士会館

- 自己破産申立
- 特定調停申立
- 不当利得返還訴訟
- 個人債務者再生手続申立
- 債務不存在確認訴訟
- 債務等の整理

平成13年10月13日(土)
(講演)午後2時～午後5時

○那覇／司法書士会館

司法書士会館 ☎ 867-3526



平成13年10月20日(土)
(講演)午後2時～午後5時

○中部／沖縄市豊民研修センター
○北部／名護市宮里公民館
○宮古／平良港ターミナルビル2F
○八重山／平得公民館

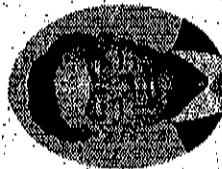
主催：沖縄県司法書士会

得返還請求の訴えなどが掲げられます。民事再生手続きは昨年四月一日施行され、同手続きの特則として今年四月一日個人債務者再生手続きが施行されました。この手続きは個人債務者に経済的生活を再建するための方途を与えることを目的として、再建型の債務整理手続きの選択肢が増えました。個人債務者再生手続きは「小規模個人再生手続き」と「給与所得者等再生手続き」の二つの手続きを定め、別に「生産資金特別条項」を盛り込みました。

小規模個人再生手続きは①将来、継続的にまたは反復して収入を得る見込みがあり②債務の総額が三千万円を超えない個人債務者が利用することができ、小規模な個人事業者が主体となります。弁済の総額は原則として

県内の後輩申し立て事件は平成元(一九八九)年度三十五件、平成十二年度においては平成十九件と累々四十件倍もの増加件数となっています。これだけ伸びた要因を考えられますが、とりわけ農民の低所得から家族の底気子供の学費など急な出費に対処できず消費者金融業者から借金を始め、最後には返済のための借金を繰り返す事例が多く見受けられる。また長らく不況からアスレチックに遭いいマイホームを毎日守りたとしている集団から農家の高い業者から借金し生宅ローンへ返済を行なう場合は破産に陥るケースも見られた。

多重債務問題の法的解決方法として前述の後輩申し立てで、譯停申し立て、民事再生手続き、債務不存在確認の訴え、不当利



上原 正一

多重債務問題

生活再建へ選択肢がある

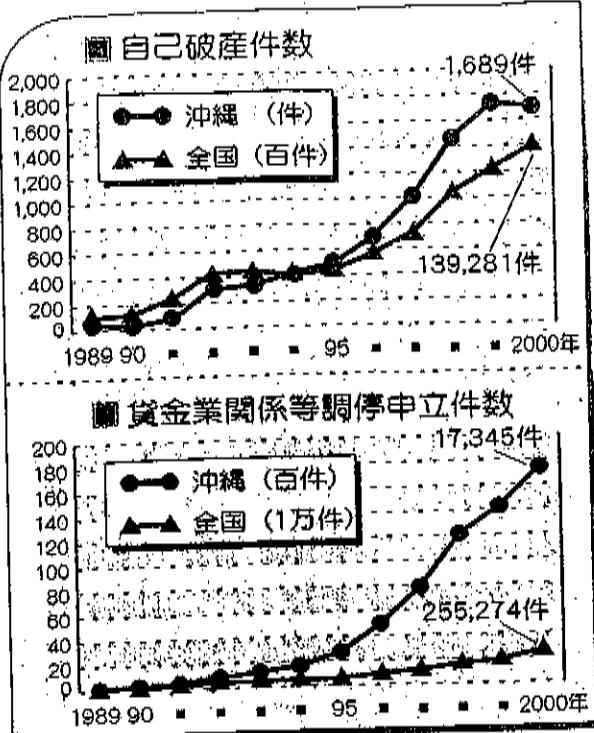
て債務の五分の一または三百万円にいずれか多い額以上を、債務総額の五分の一が三百万円を超えるときは三百万円以上を三年間に分割して支払います(特別な場合は五年以内)。

給与所得者等再生手続きは小規模個人再生手続きを利用し得る債務者のうち、給与またはそれに付随する定期的な収入を得る見込みがある者で、その額の変動の幅が小さいと見込まれる者を利用しておこなって、給与所得者(サラリーマン)が主な主体となります。弁済の総額は手取り収入から最低生活費を控除した額のおおむね三年分の金額を三年間に分割して支払います(特別な場合は五年)。

生産資金特別条項は生宅を保持しながら債務を整理する制度です。特別条項は①生宅ローンの担保が設定され、生宅ローン以外は設定されていないこと②過剰元金利息・損害金を三年以内に支払う。ただし最終弁済期限を債務者が七十歳まで十年間延長することなど、さらにも元本の一部返済を猶予し得る。しかし生産資金特別条項はばかりの支払いも同時にを行い、支払いの免除などはないと債務に計画を立案する必要があります。

多重債務問題は専門家に相談するなどを勧めします。「多重債務から生活再建」問題して県司法書士会主催による多重債務者講演・相談会を十三日(土)午後1時から5時(火)、那覇会場(司法書士会館)那覇市おもろまち四ノ一大通り二千日(土)午後1時から5時(火)、中部会場(沖縄市農民研修センター)名護会場(名護市官里公民館)名護会場(平良町動く婦人の家)八重山会場(平良公民館)の各会場で開催します。無料相談です。詳しいは県司法書士会会員詔ひゆう(098-946-1110)。

(県司法書士会相談委員)



県内自己破産

無職・主婦層が増

上半期調査

県司法書士会は九日、今年上半期(一月から六月)に取り扱った個人破産申立者を対象とした実態調査結果を発表した。

この間の破産申立件数は約七百件で、昨年同期比で約百件減少。平均債務額は九百十九万円だった。同会では、利用者の融資能力を鑑視した過剰

昨年同期比100件減少

職・主婦層やパート・アルバイト層の破産が今年の特徴としている。同会によると、昨年一年間の破産件数は千六百八十九件で前年比で約三割減と減少。貸金業関係での調停は特定調停を中心になつて行われるところが背景にあると指摘している。

同会では各債権債務者間

を十日午後二時から那

那市司法書士会館で開

くたが国税庁が所で実施する。問い合わせは同会。

三

「法的手続きで多重債務の解決を県民に
かる借金等一括整理年自己破産調査報告書
と題するパンフレットを発行しました。

同ハンズは、司法省
十会が、その年前半期
の県内の自己破産申立
者の調査を行い、その
実態を広く関係機関に
知らせるために作成し
ているのです。平成
六年に調査を開始し、
今年で八周年になります。
す。同ハンズレットによ
ると、今年は次のような
うな特徴が指摘されて
います。

代から五十年代の動向は、
りの世代が70%の無職
・主婦など安定した收
入の無い層での破産手
続者が増加。本人や家
族に病人を抱えた世帯
が四割③平均借金額九
上。長期間にわたる取引
で「即時貸し」が増え、
住宅ローン需要も四年以
前の二倍に増えている。
ことが注目される。

宮里 德男

広かる多重債務解消以二

望まれる法的手続の運用

ているのです。平成六年に調査を開始して、今年で八年目になります。同パンフレットによると、今年は次のような特徴が指摘されています。

社から約九百三十万円。しかし四百四十までの借金の方が約六割で最も多。主な借入先は、サラ金業者。(約96%)受け、司法書士会は約4%を占めます。生活費を補つたためにかかづるのが、九割でトライ。若年者呼ひ掛けている。銀行の入れ等です。

り立てを受け失業)た
り離婚を未儀さぐれ
る世帯が少くない。
い、残のを免除する
いもの。首をか
しぐる方むいるかも
れませんが、大事に譲
法的手段で借金問題
等の民事再生手続等
の解決をつかむことを
問題にたるもの。低利の
銀行の入れ等です。

當事者が鶴地に歸れられ
た方々なのです。個人
再生手続者が有効に活
用されるなら、県下の
自己破産者が激減する
事も期待されます。

解決の法的アプローチは
じのうで借金問題
たためか一部の地方裁判
所で申し立てが減少
していく。

(農民研修セミナー)
一）、昭和元年（昭和公館）
民館）、平成元年（昭和公館）
婦人の家）、石垣市立（平成公館）。各年
後二年から五年。無期。

それに対し、小規模由 増えました。問題は、
事業者や個人の場合、各メニューの運用が法
遵法高利（利息制限法）的解決を求める債務者
違反（）のサラ金、街金にどうぞ優しく、使い
融等からの借金です。 やすいものでなくでは
高利を払うために借金なりません。期待され
が疲れあがり、生活や る個人再生手続きで
高利借金をかえ生
活や営業を脅かされ
何とが重建を願う債務
者の皆さんの期待にこ
高利借金をかえ生
活や営業を脅かされ
何とが重建を願う債務
者の皆さんの期待にこ
たえられる法的手続
の運用が望まれます。
医同法士会は、本

加を呼び掛けています。十四日、十五日沖縄市（農民研修センター）、那覇市（宮里公民館）、平良市（働く婦人の家）、石垣市（平得公民館）。各午後二時から五時、無料で。

資金に絡む詐欺まがいの被害が県内でも続発している。「多重債務の方力になります」「他社の返済まかせてください」。こんな誘い文句のチラシが県内団地や住宅に大量に入れられている。

ほとんどが県外貸金業者で「借金整理のために整理金融業者から『二百万円をサラ金で借り入れるように言われて、借りたうちの百四十万円を手取った』など、刑事告訴に至るケースも。専門家は「甘い誘い文句には絶対乗らない」とヤミ金融の暗躍を警告する。

甘い誘いに要注意

多重債務の市民の相談に応じる市民団体・沖縄クレジット・サラ金被害をなくす会（石原浩代代表幹事）には、「去年から少しずつした借金整理を名目に金をだまし取る」と「今年の件では五人が動いた。一人五万円の手数料なので二十五万円を郵便局で振り込んで」と指示され

三十二歳女性は、東京都内の整理金融に連絡すると、本人確認のため、指示業者からの借り入れの指示を受けた。二社から百万円を借りて七十万円を都内業者に送金した後、連絡すると業者は不通。

整理金融に本紙が電話してみると「現在使われていません」などチラシの業者はほとんどが不通だった。

司法書士の宮里徳男さんは、「だれにも相談できない債務者の返済の焦りにつけ入る」

うした業者が横行しており、消費者もきちんと田質法や利息制限法を知っておくことが必要。悪質金融に対しては警察の徹底した取り締まりが必要」と話す。

ヤミ金融 暗躍 借金整理名目に 自宅へチラシ配布 被害続出

いわゆる整理屋被書の実態が報告されている。被書は、住宅に直接配布されたチラシがきっかけだ。六十歳の女性は、借金整理のため県外整理金融が指示され、サラ金で三十万円を借りて一社にまとめるなど

被書の相談は沖縄クレジットから借り入れた」とになります。「一社からの借金

6) 4880-1。

第3種郵便物認可

平成14年2月28日（木）沖縄タイムス（夕刊）

多重債務整理を説明

あすから 那覇地裁

法的手続き詳しく

那覇地裁は17日、複数の金融機関から借金を重ねて返済できなくなつた多重債務者を対象に、債務整理の法的手続を実施された特定調停の昨年申立件数は一万八千七百十七件。前年より東京、大阪に次いで全国三位、沖縄県も九百八十六件で前年より百七十一件減ったが、金額トータルはクラスの状況は変わつてない。関係者は同地裁の取り組みを歓迎するところも司説サトジスの拡充に期待を寄せている。

いる。

これは①債務者と債権者双方と交換の合意を自ら指す「特定調停」②過半数の債権者が借金の80%以上を含めし債務者を再生させ③「破産」の三手立てである。債務整理は借金の高額であるといふ。「東京は十五万円、福岡は二〇万円だ」大阪と同じ三十六万円といつて、債務の高さが利用件数の性質につながつており、参考してほしい」と指摘した。

同地裁は、債務者が自分に適した手続きを選択するのを目的に、毎月曜日と金曜日に集団説明会を開催。三手立ての説明や申立書の書き方など、ビデオ上映などを手足している。

1100年2月から実施された特定調停の昨年申立件数は一万八千七百十七件。前年より東京、大阪に次いで全国三位、沖縄県も九百八十六件で前年より百七十一件減ったが、金額トータルはクラスの状況は変わつてない。関係者は同地裁の取り組みを歓迎する一方で「個人再生手続きの利用で自己破産は減らせる」と強調。昨年申立件数が四十六件だったことを「少ない」と話す。

個人再生手続きで弁護士に依頼しない場合、同地裁に相談する費用は三十

万円。金額設定は各裁判所が、同地裁は全国的にも高額であるといふ。「東京は十五万円、福岡は二〇万円だ」大阪と同じ三十六万円といつて、債務の高さが利用件数の性質につながつており、参考してほしい」と指摘した。

那覇地裁は、債務整理の手続きが、年間で年間十回程度ある。

年間

01年1万8717件

裁判所 多重債務で説明会開催へ

1月17日沖縄地裁で開催されるのが、那覇地裁の債務整理問題に関する説明会だ。午後一時半、金曜日は午前十時から同地裁二階では開催。無料。問い合わせは、電話098(853)3366。

1月17日沖縄地裁で開催されるのが、那覇地裁の債務整理問題に関する説明会だ。午後一時半、金曜日は午前十時から同地裁二階では開催。無料。問い合わせは、電話098(853)3366。

消費生活相談

過去最高 3千462件

4~9月 多重債務、30代多く

県民生活センター（長浜栄子所長）

が特徴だ。相談者は三

十代が最も多く、二十一

代、四十年代の順で続い

た。

普債が最も多い商品・

サービスは「つり一ロー

トダイヤルメ

ン、消費者金融」で、二

百四件増の五百九十五

十九件。三十代以下の相

談が六割を占め、十代も

十四件あった。

マルチ商法闇運の相談

が國立った。債務の一人

も百五十九件あり、長浜

所長は「以前にもマルチ

販売形態では通信販売

（長浜栄子所長）は二十七日、本年度上半期（四一九月）の消費生活相談のまとめを発表した。相談件数は前年度同期に比べ、13%増の三千四百六十六件で過去最高。世相を反映し、生活苦による多重債務、高額な「遅延損害金」を加算請求される有料情報ダイヤル（ショット）など通商關係の苦情・相談が増えた

が、年代が最も多く、二十代、四十年代の順で続いた。

普債が最も多い商品・サービスは「つり一ロートダイヤルメン、消費者金融」で、二百五十六件に迫る勢

に増の五百二十四件で、二千五百五十六件に迫る勢

増の五百二十四件で、二千五百五十六件に迫る勢

た人も前回の被害分を取り戻すとする人が多く

相談員が対応しているが、年々増え続ける相談・苦情（パンク状態）

（長浜栄子所長）といふ。

同じような人が同じような間違いを繰り返していく」と指摘した。

センターでは五人の相

談員が対応しているが、年々増え続ける相談・苦

情（パンク状態）

（長浜栄子所長）といふ。

ダイレクトメールで勧誘



取り立て悪質 苦情多数

夜も眠れずに遅い詰められた男性は向会を通りて、業者を取立てるやめるよう連絡。出店も検討してしまった。興味は「家族や周囲の人た

貴君が運転手をやめなさい」と立派の職場や近所の友達などにも電話をかけて連絡。運転免許証の返却地の本耕地かい誰かに住む祖父母の住所を開いて、彼の取り立てといふ。

「六万円の手取を支払ふ。」
「返済期を求むた。しか
く業者さへ過ぎは織れ
つけになら」「私なん
かの紹介で」「弁護士や
織は行くな。織は
事のやり方がある」を
と織し、支払いを要求

卷之三

「」と横たわる業者を絶対に許せない」と嘆息。同念は「昨年末から、同様な高齢や相談が十数件寄せられている。業者間で各種債務者などの情報交換、DMや封書で勧説しているところもられる。中には厳しく取り立てられられ、七万円の借金で約百十畳田を払い込んだ悪性もいた。

同念は「高利の利息は文句つぶつぶはない。一人で悩むか、業者や行政の相談所などに連携して対処する必要がある」と呼び掛けていた。相談・問い合わせは専門会「電話010-9999-4000」。

超高利に利用者悲鳴

10日で5割の利子請求

リストラ、減収 不況じわり

突然の解雇や減給で収入が少なくなり、生活費のために借金するケースが二十代・三十代の若い年代で増えている。「沖縄クリシット・サラ金被審をなくす会」(石原清代会幹事)が東京で「2001年度相談報告会」「十代男性の相談者数が初めて四千件を上回った」「三十代の相談者数も半数を上回り、不況禍の多職務者が若い世代に広がっていることが浮き彫りにされた。ダイレクトメール(DM)を送り付けて勧誘し、海外在高金利で貸し付けの無許可業者による闇金融の被害も後を絶はず、同会で注意呼び掛けている。

クレサラ被審 なくす会調べ

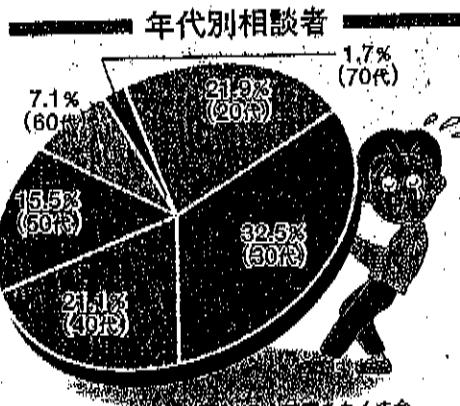
20代が40代超す

昨年一年間で、同会を「二十代前半」人、四訪れた相談者は一人。相代百九十四人、五代一百一十五人で対応している。四十代、六十年代が毎日五、六件の相談があるといふ。たこのうち、男性は四百九十八人で最も多、女性を上回った。

相談者の年代は三十代、四八人に統いてる。相談者の収入は十五万円未満が60%で、負債職しやすいとされた。

多重債務若者に増加

突然の解雇や減給で収入が少なくなり、生活費のために借金するケースが二十代・三十代の若い年代で増えている。「沖縄クリシット・サラ金被審をなくす会」(石原清代会幹事)が東京で「2001年度相談報告会」「十代男性の相談者数が初めて四千件を上回った」「三十代の相談者数も半数を上回り、不況禍の多職務者が若い世代に広がっていることが浮き彫りにされた。ダイレクトメール(DM)を送り付けて勧誘し、海外在高金利で貸し付けの無許可業者による闇金融の被害も後を絶はず、同会で注意呼び掛けている。



沖縄クリシット・サラ金被審をなくす会

就職難で生活費を借金

初めて借金した理由は「賃貸料」が29.3%に上り、「保証人・名義貸」が17.3%、「高利未満」が17.9%、「高利未満」が14.9%、「事業資」が14.9%だった。

同会は「高齢者や女性」、「相談問い合わせは同会で統計的である。相談者の収入は十五万円未満が60%で、負債職しやすいとされた。

二十代の男性の相談が増えている。新しい仕事が見つからず生活費のために借金するケースが多い」と指摘。異常に不況の影響が、「三十代の若い世代にも及んでいた」とみている。

また、昨年暮れから無許可業者による闇金融の被害が県内全域で急増している。即ち破産した人や消費者金融からの借金で金銭に苦しむ人々で「五年に借のられる」など書かれたダイレクトメールを送り付け、十日で五千円以上の利子を要求。支払いが滞ると「家族がどうなつてもいいのか」と脅したり、職場や親・兄弟・隣近所に嫌がらせの電話をかけることもある。

同会は「無許可の業者はによる違法な利息は支払義務はない。一人で悩まず、警察や行政の相談所などを選択して対処する必要がある」と呼び掛けている。

住宅ローン

個人再生に750件

破産過去最高の16万超

住宅ローンなら毎月を一ヶ月も対象で一定抱えてお詫びいたせりの債務を返済させ残りを

免除する個人向け民事再生手続きの適用を求める

裁判所への申し立てば

昨年四月の制度開始から今年1月までに七千五百四十一件だったことが二十八日までに、最高裁の調べで分かった。三月分を加えれば八千件に達する見通しだ。

一方、昨年の個人の自己破産は前年を約二万件上回る十六万四百五十七件で戦後最高を更新。個人再生の導入で「破産が減る」破産するはずの人間が、こうした予測に反する結果となつた。

自己破産が増える中、生活再建と債権回収の両立を目的にした個人

の再生手続きが住宅ローンを除いた三千万円以下の債務が対象。原則三年の返済計画を立て、債務者の半数以上が反対しなければ裁判所の認可を得て残りの債務は免除される。金融機関

が住宅ローン回収のため住宅を処分することを制限し、返済期限の繰り延べを認めた。

同地裁の園尾隆司判事は「再生が十万余件を超えるとの予測もあり、計画通り返済できない人が出た」と話している。

一年間で六四六八件もの貸付が配する債権者もいたが、債務者側が返済の可能性を慎重に見極め申し立てており、今後も破産が急減し再生が急増することはなさそうだ」と話している。

未然防止訴え

県民生活センター宮古分室

クレ・サラ金被害続出

レジシテやサウジの相談
が増加している。異議
生活セノタ一宮古分室が
このほど、二〇〇一年度
に同分室にあつた相談件
数じ因数を発表。相談二
百十一件中、七十件を占
めた。

相談件数も昨年より13.3%増加。相談内容の一位には電話サービスで、アダルト情報を利用し、国際電話につながったケースやマイナンの無断登録、三位にオンラインバンキング、携帯電話の「ワン切」や迷惑メールが挙がっている。

同センターは「トラブルには県民生活センターや警察の生活安全課に相談してほしい」と説明している。

平成14年4月30日（火）沖縄タイムス

ヤミ金融業者の取り締まり要請

クレ・サラ被害の会

勧誘後、2週間で2割利息

法外な高金利で金を貸す
しにける金融業者の被害
が深刻化しているとし
る。

沙汰金被當たないよな」
(石原浩二郎監導)は「
どうして沙汰金を出さない
数は増加傾向にあり、三
月は約五十件以上いた。
生駒院や政宗院等も沙汰
金を出さない」と述べた。

に業者の取引網の強化を文書で要請。同課は消資者保護の観点から、被

吉の援助を國でいい」とした。終二十六万円は服務費利潤の返済を迫られ、吉

被申出の事項に於ては、本邦の民族の問題に於ける立場を明確に示す所である。

拡大させていき、新規業者の大半は、ヤミ会員となり、呼ばれる無登録の貢金業者。東京都内からダイレクトメールなどで勧誘されたり、電話で回収が送られた。

高金利融資の 被害者が急増

県民生活センター相談まとめ



「電話一本で金利融資OK」などといった文句に、法外な高金利で融資する金融業者による被害が県内で急増している。県民生活センターによると、同様な高金利の融資に関する相談は、1101年度に百五十件以上あり、前年度の三倍に膨れ上がっている。同センターは、「違法な金利であれば、業者が貸金業登録しているかを確認し、登録自治体に連絡をしてしなければ警報をかけなければなりません」と呼び掛けている。

01年度150件以上、前年の3倍

同センターによれば、人や多額債務者などをターゲットにダイレクトメールを送付。本人が電話で、中には貸金業登録しない業者が東京都の業者

一回で正式な契約書も通つておらず、組織的につながりの可能性もある」と指摘。「法外な金利は違法だが、借りた本人の責任もある」とし、

10日で5割の 法外な利子も

甘い勧誘に注意呼び掛け

ていない「ヤク金融」と呼ばれる違法業者もある。手口は回り破産した

で銀行口座を伝えられ、その日で送金される。融資額は一万円から五万円と比較的少額だが、十日で五割の利子を取るなど、法外な金利で貸し付けている。相談者の多く

県外の高金利業者が営業活動で自己破産者などに落ちつき、タイムレターメール

では、「借つる」とは言わなかつたにもかかわらず、口座番号を教えてため、本人の知らないうちに現金が振り込まれ、十日後に金利を払うよう催促があったケースもある。

では、複数の業者から借りており、高金利のためほとんどが返済できなくなっています。中には、「借つる」とは言わなかつたにもかかわらず、口座番号を教えてため、本人の知らないうちに現金が振り込まれ、十日後に金利を払うよう催促があったケースもある。

五月は消費者問題。
司法統計によると、1990年、全国の自己破産申立件数は十四万件を突破。貸金業関係の調停申立件数は二十二万件を超えて、増加の一途をたどっている。

10年で75倍深刻な沖縄

一九九〇年に比べ約十二倍に増加。沖縄は約十五色に急増した。特に沖縄は人口当たりの申立件数が全國に比べても極めて多く、生活センターは八九年六月以降、急激に増加した。深刻化した多額債務の原因について

沖縄市社会福祉協議会
「心配」と相談所に昨
年度寄せられた相談
は、金儲け件数（六百七
十六件）のうち多量債務
夫婦の離婚の原因になる
みられるしきだ。家族が
連帯保証人になつたり、
債務者に名義を貸し備金
としているケースもあり、

成り立つ状況を背景に、本
回の自己破産申立て数は
同年、イギリス連邦議院の
同様の議論が繰り

五月は消費者月間。
司法統計によると、1910
年、全国の自己破産
申立件数は十四万件を突破。
貸金業関係の調停申
立件数は二十二万件を起
え、増加の一途をたどる。

多額債務問題は深刻な社会問題にならる。

多種債務の多量化から、経済状況の悪化が、活躍する人の少ない傾向をもたらす。多種債務に陥った人々の多くが、債務过多による債務超過であることを指摘している。

次いで多い。
近年、多重債務の相談
で最も危ぐされるのは、
返済に逼られる生活の中
でストレスを抱え精神的に
不安定になるケースが

日本弁護士連合会の消費者問題対策委員会は、昨年、日本における多大な債務問題の解決法を探るため、金利制度、債務整理もしくは不動産税の削減を主張して、市長に意見書を提出した。

遠藤
清美

全国調査を実施。リスト

國學研究卷之二

えんぢやう・きじみ 1 オーラム】 ピアノンスの
1950年生まれ。94年消 費者権利法制度について
費生活専門相談員資格認 定。2000年3月琉球 易裁判所民調停委員会を
大妻大学院修士(消費者)務める。共著に「クレカ
法」同年「全国消費者」(白書)などを多数。



県民生活センター

県民生活センター

サラ金相談53%増 不況反映、20—40代多く

01年度
まとめ県民生活センターがま
とめた2001年度の済

費生活相談概況による
と、相談件数は七千二百
三十六件（前年度比13.
2%増）で過去最高とな
った。ワースト10はフ
リーローン・サラ金相談
また、ツーショットダ

イヤルの料金支払いトラ
ブルや携帯電話のいわゆ
る「ツーショット」苦情が面
立った。

苦情の多い商品・役務
ワースト10

2001年度 (件数)		
1	フリーローン・ サラ金	1,328
2	オンライン等関連サービス	549
3	不動産賃借	324
4	電話サービス	311
5	四輪自動車	212
6	ねずみ講	187
7	資格講座	162
7	補習用教材	162
9	工事・建築	139
10	資格取得用教材	120

総件数のうち約九割が
苦情で、問い合わせ・要
請は7・2%。年代別では
三十代が最も多く、相
談内容は商品などの契約
・解約が約半数を占め
た。フリーローン・サラ金
の苦情は三千百一十八件
で、二十代から四十年代の
二千九十四件。

相談者で約七割を占める、
男性が増加傾向を示して
いる。借金を一本化する
ところ、「金融整理屋」の
被害や違法な高利業者の
被害に遭っている事例
も多かった。

オンライン等関連サービ
スは五百四十九件。ツ
ーショット・イヤル料金
高額を納入期限までに支
払わなかつたため、二カ
月後に三万円を請求され
た事例や、「携帯電話の
フン切りにかけ直すとい
うのは本当か」といった
相談もあった。

同センターの消費者相
談は毎日9時～18時（休日
除く）で、年間約3万件。

2002年(平成14年) 6月7日 金曜日

消費者金融への多重債務

23人が一齊提訴

過払い2300万の返還要求



過払い金の返還を求めて一齊提訴した原告と支援者
=7日午前10時、那覇地裁

同会は昨年から多重債務者の過払い金返還訴訟を支援。7日現在、八十人が百四件を提訴した結果、判決や和解で合計五千八百九十万円を業者から返還させている。同会の連絡先は、電話1.093(836)4805。

複数の金融機関から借り金を重ねる多重債務者二十三人が、支払い済みの制限法違反で無効だとして、消費者金融八社に過払い金の返還を求める訴

訟を七日前、那覇地裁など県内五裁判所に起こした。多重債務者の二十三人が、県内では初めて

業者から借金し長期にわたって返済し続けていた。過払い金額は原告によつて三十万一千五百萬円と異なが、計四千五百円と算出され、一方、一千三百二十万円

を支払いを終えているのに返済を続いている本的解決のため、「一齊提訴に踏み切ることにした」と述べ、業者に法律を守らせる必要性も強調した。

同会の石原浩代表幹事は「沖縄は長い不況下で高金利に頼らざるを得ない人が多い。違法な利息は払う必要がない」と取り戻せるということを多くの人に知つてほしい」と話し、会への相談を呼び掛けた。

過払い2300万円返還を



県内の多重債務者23人

複数の消費者金融業者が「金利制限違反」による差し戻し請求者二十三人(延べ四十一件)が、該業者を相手に「利息制限違反の金利は無効にして算せし金額半三面(二十万円)の返還を求める訴訟を七月半前、那覇地裁、那覇簡裁、那覇地裁沖縄支部及び五力所の裁判所に一斉に提起した。請求相手の業者は八社。多賃債務者の支援する「沖縄クリシント・サウス金銀證券(石垣島代表幹事会)」によるもので多賃債務者である一齊訴訟は頭次で初めて。

者は立場に入りせず、法権を阻害し、その努力を
發揮せざつめきだ」と脅かす。
「原告によると、今回訴
訟に踏み切った二十三人の
の債務者のうち、過払い
金請求の最高額は約一百
万円。そのほか、百万
円を超える請求をしてい
る債務者が七八人いる。
同会の「原代賃幹事、
上原幹事」は「利息制限
法が超えて利息は無効
であり、約束しても支払
い義務はない。相手業者
は支払い請求する権利も

石原代表幹事会は同日、提訴前に記者会見し、「説得や過払い金返還請求訴訟を通じて、払うべき額のうちから金利を控除する

ない。利潤制限法を超える分は元金に充当され、残元金がないれば、債務者は不正利得金として返還を請求できる」と語っている。

8業者を一斉提訴 「法定超す利息は無効」

を受けた債務者八人から
延べ百四件の訴訟を受け
し、約五千九百円田の過
払い金を取り戻したる
に如く。

論

法律のソシエット、や
うな被審をだいてが
設立されなかつて、四五
年が経過した。回
合は既に二段の被審
債務者の被審者救済委
員会を行つたの弁護士
司法書士、被審者救済
中立した設立した事
じ。

「妻は兄が四年前借金を返すと、高利で貸し付ける東京で闇の金を…」と即ち、内では年七十人、金のヤミ金融、悪質業者たる事実思わずする。そこで、お雇い六人の人、皆無職業者たちの出でました。一連の事が既に繰り広げられる複数が増加して、被虐者ばかりになつてしまふ。名前は、お雇いした眞田、田代などでした。真田は、五十歳弱が解説が出来て居もあり、ヤミ金融業者たる事実は「今このまゝ後ろに頭をよさぬのは、皆、過度業者の暴力的行為」と死を嘆いた。」「西の保護者…お取り立たせより、家に

つまり、時代の経済の不況に伴い、低所得、窮屈な生活をもつ外部的要因による債務の増大が大半を占めています。したがって、「借りたまゝ

い事。
このうちは、多額の賠償を請求するが、被害者の法的解決力が弱い場合は、訴訟費用を負担するなどして、被害者側に有利な条件で和解する場合もある。

に計一千三百万円の過払い金の返還を那霸地裁で固辭裁に一審提訴しました。
そこで、多重債務に悩む人たちへの情報提供、あるいは意見交換の場として、第十五回

仲宗根 茂

重修水經卷之六

失業、病気などが要因

の問題誰のもの相談で離散が、悩む苦しむ。一離散、最後に心配の余地を絶つた人もいま。

か無むじつだった。『おれ』——」やがて、
こんな解決方法がある。——「。確かに上場
なども無い知りだか？ お、誰が勝ち手の握
た。わざと失ふたが、しかし上場が
の中央競馬」も競馬
競馬だ。
新馬競馬の出走
競馬的資金面の問題 田中和也

多債債務の 多解決法学 クレ・サラ被審で講演会

會が二十一日午後、東京開催の九月アローラ集會に参考する。實業家にや干せられゆるの専業や遺品は残りてない。大塚謙次郎は「翁が御葬されながら生えていた絆明に同感生んで始の話を聞いてみたら」と話す。

が生じて、健國と接つた
いからわざの領の領三三人
分のコトヤサギがつねにで
現る。

若所城は「西山城」のア
イドロヘンシテの続
く限ら東北を守る城」と
説明してゐる。「勝後守地
上野を守護する足利城を守
和の商事を保護すべきも
有馬守領にて、謙の國の
めどいの城へ移されてい
にけり。則ち守護のつゝ
二ノ城ならぬやう」と
あるが、

女性議員七人、「て
いるる」で隠れただ。
九州各県から議員たち
が参政権を約五百人が参加
し、講演会などを通じて議
院問題の意見交換を行った。

高金利貸し付け
2客観性再検査
第一回から取入教習用
要點整理表(11月)
田畠選抜区検査に於ける
問題と其業種別問題
(1)農業選抜区検査本部
第一回上課後(11月)
埼玉県立市市上口川
の回答者が九ヶ所地
の問題の回答が十八人にも
會社に貸し付けていた
として、回答者に一人を
問題とした結果は十八人
が回答して十七人と錯答
したことである。其數は出
り回りが間違つたために
西農場の結果が述べ
二十八人に占める十九
二百四十倍の利息で管
け付け、計二百六十二
五万円を元戻として受け
取つたものである。被
害者は皆「腹痛」である。
根本、吉川の名前には
れた。
二十二年東京の農業
考でダムントルル
などと題された農業機
械を有。溝渠に設立した一
方の壁は「田のいわ
」「お金」の間にあせや
かなく田園風景を持て
おこなう。

平成14年6月2日

平成14年6月23日 琉球新報

多重債務者が増加

【お詫び】お詫びの意を込めて、お詫びの言葉を述べる。お詫びの言葉を述べる。お詫びの言葉を述べる。

おもてに解説したが、
問題がで、漢文が被
害感を強くひく点は、
せ、社会に向かって進
むの必要がある」と断つ。

法外な利息 暴力的取り立て

本土ヤミ金融暗躍 民商、取り締まり要請へ 本島中部



【中部】法外な利息に加え過剰な取り立てで県内でヤミ金融業者が問題が増加している。沖縄民生園(本島中部)など本島中部の三業者(農地(農園)は九田、高野、中野)に対し、ヤミ金融を取り締まらせる要請を行っている。沖縄民商は債務者をターゲットのための認定に付けていた債務者数が増えていた。被債務者は増えはじめて、「利息の返済が困難なものばかりだ」と語っている。利息の返済が困難な多頭債務者が複数を抱えるケースが多くなり、沖縄民商によると半年内に相談口が急増。週回りの相談口には「田中半」「十五件」などと記載がある。銀行などでは「貸付」として有利子で借りたが、ヤミ金融業者から借り取られたと記載している。

も寄せられており。沖縄民商によると、業者は互いに債務者の情報を交換。民商間連絡会議で各社の債務者情報を集中的に行なう。一方で、金を借りたことが判つて、償還しない債務者に対する暴力的な言葉を使つた取り立てが始まつて、親や兄弟、職場での取り立とのイメージが悪化する。沖縄民商が業者の連絡報が送りつけられ、ヤミ金融業者が借り取られた旨を記載したメールが送付された。ヤミ金融業者が業者から借り取られた旨が記載されたメールが送付された。ヤミ金融業者が業者から借り取られた旨が記載されたメールが送付された。

住所などを明りかにせず、携帯電話を用いて即座に先を調べ、スマートで警告を送りつけたりして車両を止めたりするなど、債務者が何百枚も返送されてもうたじとれない。ヤミ金融業者は「親族や親が来て、醉の御免をねだる」といった類の動きが見られた。「貸付」「借り取られた」といった言葉が頻繁に使われる。沖縄民商では「社会状況から見て、この状況を終らぬままに放置するのでは、被債務者は増えて一方で、業者は高利で出資法違反は明らか。何とか取り締まりをすべきだ」と指摘。ナビの運営をめぐる問題が、被債務者に対する理解と対応を取つ現状の状況から見て、この状況を終らぬままに放置するのでは、

気絶させて借り入れを説く金融業者のチラシ

県民生活センターによる
ごく消費金融などの相談は
ほんとうに多量債務関連とい
う。同センターでは、〇〇一年度から多量債務の相談が急
増。〇一年度は前年度の人
百六十八件から約五倍増の
一千五百四十六件と相談件数のア
リストでこれを記録した。また
今月に入りてからも八日現
在、十件以上の相談が寄せら
れており、同センターは「多
量債務で大手消費者金融から
借り入れができないくなる」と
ミ金融に手を出してもまつ人
は少なくない」と指摘する。

ダイレクトメールの送り先
の約九割は東京都からのもの
ので、電話一本で借りられる
い。借り入れの案内通知はダ
イレクトメールだけでなく時

01 県民年度
01 生活多量債務相談センター

1328件

本借金 電話がや ま気ま くれ安み

様子が見受けられ、多量債務
者には必ず連絡が取れるが届
き、中には回りのルートの業者
複数からの連絡がある場合もある。
また、業者は帳簿情報
が載るのでそれを調べて帳
簿にて会員登録をする業者
もいる。

債務者のはじめは借りる
金額まで、三ヶ月ほどで同じ
「この程度はすぐ返せるだ
ろう」といつ解放する手利
用する。しかし過去は金利で
は支払いが行き詰るのは当
然で、債務者もまた次の不法

金融業者年々出しで販売する
形式に借金は増えてゆく。債
務者の中には逐漸に苦節労働
や遠洋漁業に従事する者もい
ること。

県民生活センターに相談す
る人で二千三十件の債務を
抱えている人は珍しくなく、
中には五千八件の多量債務を
抱えた人もいる。また別の相
談では電話の向こう側の相談
者の携帯電話から多く催促
の呼び出しがありきりなどに
鳴っていたこともあつたとい
う。同センターは「異常に事
態感じさせる。電話などで安易
に現金が入手できる業者には
注意してほしい」と警鐘を鳴
らした。

一方、「電話一本で即入
金」などどうだう東京都内の
貸金業者数社は本紙の電話取
材に対し「答える必要はない
し」「ほかを当たしてこれ」と一方的に電話を切るなど、
質問に応えなかつた。

法外な利恩と暴力的な取り立てが深刻化していくヤミ金融から被害者を守るために沖縄クレジット・サツ会損害をなくす会(石原連代表幹事)は十三日午後二時から丑時まで「ヤミ金融一一番」を行った。同会は業者からの過剰な取り立て

ヤミ金融から 債務者を守れ

トトラブル急増で13日に相談会
に悩む人たちに「一人で
おひきず、相談してほ
い」と呼び掛けている。
これが金儲は無登録の貸
金業者で東京都内から各
イレクトメールなどを勧
誘し、十日で五割といつ
た法外な利息で貸付け
る。その後、脅迫や暴力は、債務者の親せきの家
会の的な取の立てで債務者を「運び出る車が来る嫌が
害追い込む」といふ。
被 墓内でも、同窓への相
ラ 談件数は昨年末から増加
サ の一端。相談代表は「彼
レ がいたり。間じ合わせ
の手口は刑事処罰が相
ク らの同窓、電話098(8
ク 電話相談の後は刑事
当 36) 4000-1。

平成14年7月14日 沖縄タイムス

脅しに負けず相談を

ヤニ金融
110

悪質な手口明らかに

暴力的な取り立てが頻発化しているヤミ金融の被害相談を受け付ける「ヤミ金融リー0番」が十三日開かれ、八件の電話・来所相談が寄せられた。開設した沖縄クレジット・ナビ金被害をなくす会（石垣浩代表幹事）によるび

クマモト「手ともを殺しメールを立てて詐欺され
て撲滅する」と無責任な
事を教えた事例もあつた。同会は「相手は迷惑
な業者、貸し付けない
でとかく相談してほし
い」と両社掲げている。
相談者の内訳は二十代
から五十代までの男女四
人ずつ。債務整理中だつ
た三十代の女性が、業者
金融業者からダイレクト
に四十九社から計貯貯八十万
円を借りた。同会による
と、ヤク金融の場面、一
週間か十日で三回から五
回の利息を請求。一度借
りると別の業者からの
勧説も相次ぎ、利息を支
払うために次々と手を出
してしまうといふ。

৩০) বাসনা^১ ।

相談、苦難につなげた

2002年(平成14年)7月17日 水曜日

沖縄タイムス

トピックス

多重債務の対処法指導会



多重債務を軽減する方法などの説明があつたクレジット問題交流会
=沖縄市登川・かりゆし園

過払い金返還など紹介

【沖縄】長引く不況を背景に急増する多重債務者の救済に向け、クレジット問題交流会(主催・県商工団体連合会)が十五日夜、沖縄市内で開かれた。会場には、多重債務を抱える人や相談員ら約百人が出席。講師の司法書士が不当な取り立て業者に対する対処方法を指導した。

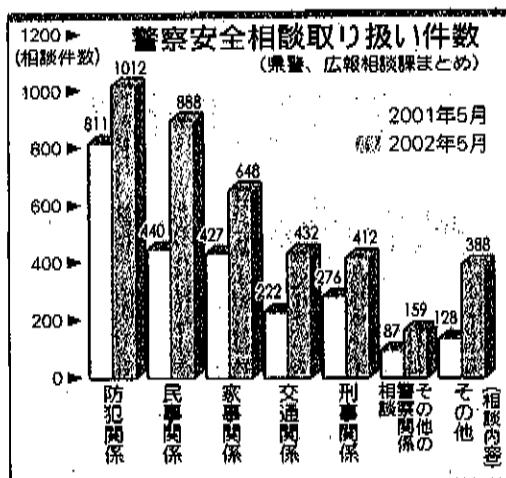
司法書士の中右京さんは、利息制限法について解説。「(業者は)違法な金利で貸付けても、定められた以上の超過分は不当利得となつて請求できます、支払っ

沖縄市クレジット問題交流会
た場合は返還を求めるしかござる」と強調した。

法的に有効な債務を確定する方法として、最初の取引までさかのぼつて利息制限法で計算する「一本の連續計算」を紹介。「昔の借金で当時の明細書などをなくした場合にも、業者に対し明細書を求めるといがでれる」などとアドバイスした。

また、多重債務問題に長年かかわる司法書士の宮里禪男さんは、「多重債務問題は、借り手の個人的な資質の問題ではなく、借り手の返せない仕組みがある点を直視しなさい。問題の解決は困難だ」と指摘した。

「警察安全相談」5月末まとめ



消費者金融や悪質商法など金銭をめぐるトラブルや、DV(ドメスティック・バイオレンス)など各相談が軒並み激増。二〇〇一年一月から五月未満で、県警が取り扱った「警察安全相談」の受理件数は、前年同期と比べて64.7%増の三千九百三十九件で、中でも消費者金融問題などを含む民事関係相談が前年同期と比べて倍増し、資金の暴力的取り立てなどを含む防犯関係相談が千件を超えるなど、全体的に増加傾向にあるのが特徴だ。

「消費者金融」「DV」が激増

64.7%増の三千九百三十九件で、中でも消費者

昨年、県警では警察

局を超えて相談員を増

員したが、三十三の関

(同94.6%増)など

機関でネットワークを

構築するなど相談体制を

強化。その結果、二〇〇

一年の年間相談件数は、

二〇〇〇年(一千三百三

十八件)の約三倍に当た

る七千五百八十四件とな

った。

今年五月末までの相談

件数の内訳は、悪質商法

など防犯関係が千十二件

(前年同期比24.8%

増)、金銭・物品借入

など民事関係が八百八十八

件(同101.8%増)、DVなど家事関係

が六百四十八件(同51.8%増)、

警察安全相談は零。

受理件数 全体で前年比64.7%増

今年五月末までの相談件数の内訳は、悪質商法など防犯関係が千十二件(前年同期比24.8%増)、金銭・物品借入など民事関係が八百八十八件(同101.8%増)、DVなど家事関係が六百四十八件(同51.8%増)、警察安全相談は零。

県警「早めの相談を」

年の約一・五倍増の四千二十六件となりていて、(同64.7%増)、「消費者金融などは、気付いた時には借金が膨らみ、引き返せないケースが多い」と呼び掛けている。早めに相談してほしい」と呼び掛けている。

警察庁報相談課は、近々相談件数が増加していく原因として、特に消費者金融など「金銭・物品借入」に関する相談が前年同期比64.7%増の三千九百三十九件で、中でも消費者金融問題などを含む民事関係相談が前年同期と比べて倍増し、資金の暴力的取り立てなどを含む防犯関係相談が千件を超えるなど、全体的に増加傾向にあるのが特徴だ。

消費者金融を提訴

金利過払い 全国で94人 沖縄は35人 3700万円請求

全国各地の多重債務者らが、債権者の消費業者融業者を相手に、利息制限法違反の金利は無効として、過払い金の返還を求める訴訟を「十六日、那覇地裁なら全国各地で一斉に起きた。総勢九十四人で請求額は計約一億二千万円、一部が十九日以降に提訴する。そのうち沖縄は県別最多の三十五人で、請求額は約三千七百万円に上る。

全国青年司法書士協議会が各地の会員に呼び掛け、「十六日」に一斉提訴するようになつた。沖縄県司法書士青年会の会員比

嘉納也義氏は「利息制限法を超える金利は、業者が貸金業規制法(三条)側が貸金業規制法(四条)の要件を満たさない、債務者が弁済する限り、不利益得として返還請求である。多くの人が詳細に説明した文書

嘉納也義氏は「利息制限法を超える金利は、業者

が貸金業規制法(三条)の要件を満たさない、債務者が弁済する限り、不利益得として返還請求である。多くの人が詳細に説明した文書

嘉納也義氏は「訴状を見ていないので詳しい

内容は不明だが、過払い金の返還を請求し

に、業者は貸金業規制法(四条)の要件を満たしていないとして、利息制限法(四条)の要件も満たしていないとして、利息

過払い金の返還を請求している。

16-20%未満で定めているの

に、業者は貸金業規制法(四条)の要件を満たしていないとして、利息

過払い金の返還を請求している。

消費者金融業者に
過払い金返還請求
全国で94人一斉提訴

消費者金融の金利は利息制限法に違反しておらず、過払い金がされたとして全国各地の九十四人が「十六日」に一斉提訴した。大手各社とヤミ金融業者に計約一億二千万円の不利益得返還などを求めた。

約六十人は全国青年司法書士協議会の各地のメンバーに相談した債務者ら。

消費者金融の問題について話し合われた家庭科研究会
那覇市の興女性総合センター「ひじきの会」



家庭科教育研究者連盟 夏期研修会

安いな利用に警鐘

県内外から約三百三十人が参加した家庭科教育研究者連盟の第三十七回夏期研修会が二日から四日まで那覇市の興女性総合センター「ひじきの会」で開かれた。それから始める「家庭科教育に求められるもの」と題する講演会の第一回は、青年のありのまゝの姿から始める「子育て」のテーマの下、隣居児童学校、中学校、高校の分科会に分かれ、講論した。

二日㈰の三回目は、十四の分科会が開かれ、県内からも美浜養護学校の渡嘉敷萬枝教諭の「織のを通じて障害児教育を学ぶ」など八つの発表があった。

八重山高校の池城慶子教諭は「カラ金問題を考える」と題し昨年度まで勤めた八重山商工高での

消費者金融の学習大切

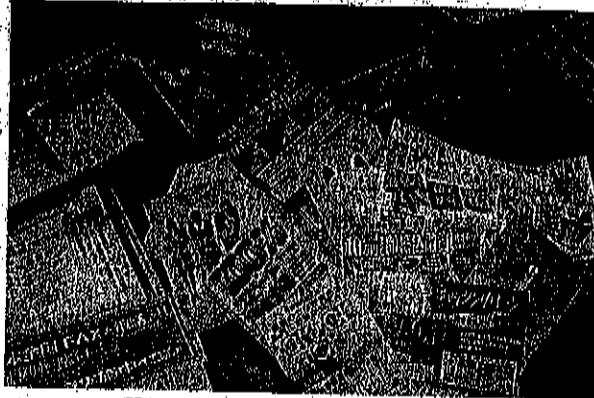
毎回を報告。五六年前から消費者金融が石垣島でも次々と開業。生徒たちが安易に利用するのではないかと懸念され、授業で毎年取り組んできた。池城教諭は生徒たちに各社のドリーベンチシートから金利を調べさせ、それを基に返済額などを計算させた。市中銀行に比

較するとい金利の差は歴然。「口口口口と書きたるま式の増えどい」様字が安易に利用するのではないと教諭は説明している。一方で、「沖縄の借金の理由の92%が生活費を補つため」しかもなく借りている現状もある。ただ、どうせ借りたのであれば、生徒たちが説明した

いわば「生徒らが教えた」

「あれだけ元気」で明るい声が上がっていた。

大黒柱襲う闇金融



開金融業者の情報収集を目的に、全国青年司法士協議会が買収ったDM、チラシなど

**D
M、チラシは信用するな**

が、昨年じるから急増している東京の業者が地方住民を追つて多く、被災は全国で数万人に上るともいわれる。被災者は被災者である四十才、五十代の男性を回立つ。一家離散や遭難を余儀なくされ、震度七過の震波は死傷者を多くもたらす。震度七過の震波は死傷者を多くもたらす。震度七過の震波は死傷者を多くもたらす。

一家離散、自殺も

大企業の被災率を務め、四十代半ばの男性は、年収二十数万円にならぬ、金融からの借金が底の「金利と倒産」と書かれた手帳は約一千万円のダイレクトメール(日本)によった。妻が離婚、凶事が起つた。奥も上司でいたからだ。経営層もあつた。事務所の元課長などは「お父さん、生きてる足りない」、下の級は仕任せで見え合、五百円の通帳、和風の豪華なのが多い。手帳は一千円で二万円だ。現金だけ。粗利は一千円だ。

ヤミ金融86社を告発

被書を
なくす会

出資法の制限を大幅に超えた金利で金を貸し付け、暴力的取り立てをして出資法違反で告発される中で被害が広がる者の原凶はヤミ金融業者だ。告発したのは弁護士や司法書士、被害者など十六人。弁護士は今後、告発内容について検討する。

全国二十七都道府県で実施されため定金利（年29・2%）を大額に超える金利で金利超過による制限金利の約千五百社以上の金利で貸し付ける業者もあるといつて、全国の警察が情報交換する中で問題なだけなく、悪質な取り立てなど不法行為を行ってヤミ金融を根絶でゆくことを訴えた。

平成14年8月29日（木）沖縄タイムス（朝刊）

34件の勝訴的和解

クレサラの会

1580万円余を返還させる

支払済みの計二千三百万円余は利息制限法違反で無効だとし、多額の債務者二十三人が消費者金融八社に過払い金の返還を求める三十七件を一齊に提訴した訴訟が、沖縄クレジット・サラ金被害などを訴（右原浩也委幹事）は十九日前、三十四件で勝訴的和解が成立し、総額一千五百八十万円余を返還させたい発表した。

廿三人は、いざれも十年以上前に消費者

9割が勝訴的和解

県内多重債務者 金融業8社提訴

1582万円取り戻す

業内の多量債務者(1)返還を求めて那霸地裁は
十三人が六月、消費税金とく一方提起した件で、
融業八社を相手に、利息三十七件の訴訟のうち、
制限法を超える余利分の三十四件(92%)で勝訴
的和解を得て、計約十五
百八十二万円(請求額約二千三百十万円)を取り戻したことが分かった。

中。残り三件の訴訟は続続中。訴えられた六社が加盟する沖縄クレジット・サラ金被貸をなくす会（石原浩代表幹事）が二十九日、記者会見で報告した。石原代表は「利息制限を超える金利分を不適利を得て返還請求してきる」と明かにした上で、今までの利息制限法を超え、請求額が約一百二万円（五件）と最多だ。夫婦は、約百六十三万円を取り戻したところ。
トナリヤー・クレジット・サラ金被貸をなくす会（八〇〇〇年四月四日）。

る金利を有効な利息とした判決もある」と述べ

七〇

クレ・サテ会の報告によると、二十三人の多産

債務者のうえ、請求金額に対する取り戻し額の割合が一番高かったのは、約百二十五万円の請求で

約百四十四万円を得た男
99%の返還となつた。

請求額が約二百二万円(五件)と最多だつた夫婦は、約百六十

万円を取り戻したとい

う。

48004

名義貸し詐欺が横行

**被害額
1400万円 若い女性を中心にして狙う**

「消費者金融からカードを作つて金を借りただけでもうかる話がある」などの謎の文句で多額の借金をさせ、持ち逃げする「名義貸し」詐欺が県内でも横行している。「沖縄クレジット・サツ金業者をなくす会(石原浩代表幹事)によると、被害者は二十代前半の女性九人で、十三口までに把握しただけで被害総額は一千四百万円を超える。同様の訴えは今年四月から表面化しておの同衾は、さらに多くの被害者がいるのみで情報を持ち掛けている。被害女性らは今月中に、借金を持ち逃げした女性らを訴訟の隠いで刑事告訴する方針だ。

「名義貸し」による詐欺事件は全国的に発生。これは約三千人が三十六億円の二十九人。九人はそれぞれ知り合った女性で、うち八人から

ば一割を報酬で払はべられる。借金はちゃんと返済する」と持ち掛けられた。沖縄市に住む八千歳(三毛)は二年前、一日で五千円の借金取り立てがあると社のカードを作製し、女性に預けた。女性は目前で計百九十万円を借り、十四万円を報酬として支

り合った女性(二十九人から)は「若者の無知と、消費者金融の容易な借り入れシステムに付け込んだ

同衾の問い合わせは、
電話098(8336)4851。平日の午後二時から五時まで。

事件だ」と指摘。その上で「被害者はかなりいるといふと言われた」という。女性の返済は昨年から滞り、今年の四月以降は消費者金融からの返済請求が名義人のA子さんによるようになつた。その後、女性との連絡は取れなくなり、現在、五社から計二百十五万円

事件だ」と指摘。その上で「被害者はかなりいるといふと言われた」という。女性の返済は昨年から滞り、今年の四月以降は消費者金融からの返済請求が名義人のA子さんによるようになつた。その後、女性との連絡は取れなくなり、現在、五社から計二百十五万円

電柱に張られた「090金融」の看板=那覇市内(画像の一部を処理しています)



090金融

怪しい金貸し県内でも

勧誘の看板やチラシに「090」で始まる電話番号だけを記し、違法な高金利で現金を貸し付ける「090金融」と呼ばれる新手のヤミ金融業者が県内で活動を始め、被害者が増えてい。沖縄クリケット・サラ金被害をなくす会の石原浩代委員によると四月以降、十数業者が現れた。法定限度の29・2%をはるかに上回る2129%の過剰な金利で貸し付けたり、返済が滞ると脅迫暴力の取り立ても行われているという。同会は「手堅いいただきれないではいいと注意を呼び掛けている。

十数業者活動か

「090金融」は、今年入ってから全国都市部に登場。本島各地の電柱などには「現金を配りましょ」と書かれた看板やチラシなどを貼り、現金を預けた結果、年利率は法定限度の29・2%を超える2129%で貸し出され、「夫に払わせよ」と記した看板やチラシがよく見られる。貸金業法に基づく登録番号の記載はない、正体は不明だ。

事務所や店舗がないため、貸し付け方法は直接の手渡し。電話すると、大手書店やスーパーの駐車場などで現金を渡される。その場で郵便局に振込先の口座を開設させ、カードは没収。借入書も交わさない。貸付額は五万円が限度だが、利息は釐だるま式に

勤務の看板やチラシに「090

」で始まる電話番号だけを記し、違法な高金利で現金を貸し付ける「090金融」と呼ばれる新手のヤミ金融業者が県内で活動を始め、被害者が増えてい。沖縄クリケット・サラ金被害をなくす会の石原浩代委員によると四月以降、十数業者が現れた。法定限度の29・2%をはるかに上回る2129%の過剰な金利で貸し付けたり、返済が滞ると脅迫暴力の取り立ても行われているという。同会は「手堅いいただきれないではいいと注意を呼び掛けている。

支払いが滞つた別の男性は夜中の二時すぎ、業者から近隣住民に「〇〇さんが金を返さない。皆さんからも説得しててくれ」と電話されるなど、苦難がうけたといふ。

通常、高利貸業者に対して業者からの郵送で取り立ては止まるが、事務所のない「090金融」には直接手渡すしか方法がない。

国全事務局次長の島崎

朝子さんは「被害者は布くて渡すことなどができない。それが業者を増長させている」と指摘する。

「県内には少なくとも十五業者がいるが、もつと増えるだろう。手堅いにだまされず、利用しないでほしい」と訴えた。

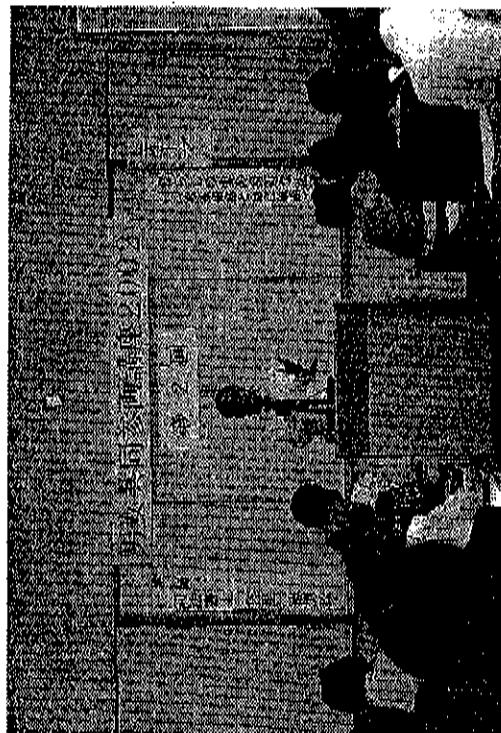
相談、問い合わせは高

性は夜中の二時すぎ、業者電話098-883-4805。平日の午後二時から五時まで。

「お寺専門家」に相談を

多重債務の解決で宮里氏講演

石垣市主催の「男女共同参画講座」(100回)第11回講座が五百人後二時から大庭信繁記念館で開かれた。今回も「暮らしの中の男女」法律と多層問題の解決法をテーマにした。女性の権利を守るために、女性の立場から問題を解決する方法について正しく知識を身につけようとする意図である。



多謝貴校之四次會議上之演說及各項報告

ପ୍ରକାଶକ ମନ୍ତ୍ରିଙ୍କାରୀ

講演で宣田氏が挙げ
たのが、日本経済の動向
と、裁量的監視の不足。
タクシードライバーの運賃若
干抑制や中小銀行の金利の
上昇などが挙げられて説
明。その上、多額の税金を

陥った娘の體を知つてやくお母さん
に話した。

その中で、資金業者が主導するのと並んで、資金業者が運営する中でもじぶんに見る調停や特許調停について語る、「困りてから人のお世話をせひ、業者にも」

元の壁面は、木の板で作られており、その上に漆喰が塗り重ねられ、更に漆喰の上に、木の板で作られた柱や梁が、斜めに組み合わされていた。柱や梁は、木の板で作られており、その上に漆喰が塗り重ねられ、更に漆喰の上に、木の板で作られた柱や梁が、斜めに組み合わされていた。

官署出立船毎日有り
現在、東出没舞弊者やハ
一ト所廢止舞へシハ
レ・かく後悔相利和ハ
余事ハト知當ハシテ
°

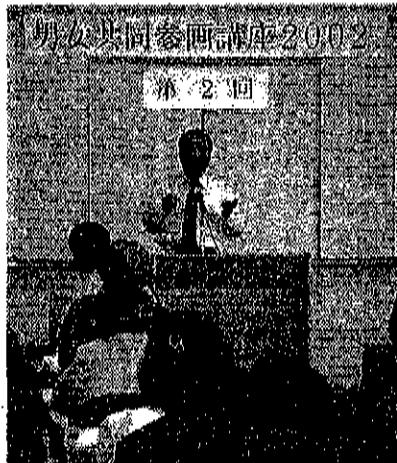
平成14年10月6日（日）八重山日報

男女共同参画講座 100
二（主催・市）の第二回講
座が五日、大浜信泉記念館
で開かれ、「暮らしの中の身
近な法律（多重債務と自己）
破産」をテーマに司法書士
の富澤田氏が講話した。
講話では去年一月から六
月までに県内で「破産」
た約七百人中、二百七十九
人を対象に実施した調査結
果を紹介。特徴としては三
十、五代の社会の中堅層
が多く、うち九六%がサラ
金を利用。原因是本人や家
族の病気が四一%に上った
という。
「黄」「まさか私が」とい
う。誰が借金してもおか
しくない。業者が女性をタ
ーゲットにしていること
も騒ぎだと注意を促した。
解決に向けた行政の対応な
ども求めた。調停などの手

続きをついても説明した

多い中堅層の自己破産 宮里氏が調査結果紹介

男女共同
參畫講座



調査結果を紹介する宮里氏

発行／沖縄県司法書士会
TEL(098)867-3526
那覇市おもろまち4-16-33
発行日／平成14年10月24日